

『出雲国風土記』 島根郡家の比定

——瀬崎戌の比定と古道の“復元”を手がかりとして——

附説 出雲国の戌の制と機能

服 部 旦

はじめに

筆者はこれまでに『出雲国風土記』島根郡家の比定を主題とする二つの論文を発表した。即ち、一つは『山陰史談』二二号の『出雲国風土記』島根郡家の比定——千酌駅家湊・千酌駅家の比定と通道の“復元”を通して——¹⁾、(以下A論文と略称する)であり、もう一つはその続篇である『日本書紀研究』第一五冊所収の『出雲国風土記』島根郡家の比定——通道の“復元”と納佐説の再検討を通して——²⁾である(以下B論文と略称する)。本論文はこの旧A B論文の続篇である。従って、できるだけA B論文に述べたことは繰り返さないようにする。で、初めての方は先にこの旧二論文をお読み下さるようお願いしたい。

『出雲国風土記』(以下『風土記』と略記す)は、郡家を中心にしての周辺の公の施設(橋や渡し)や山・野・川(水源地)・諸郷への距離と方位を放射状に記しているが、『風土記』九郡の郡家の正確な位置は未だ立証されていない。従って、それら公の施設の位置や山・野・川の比定、諸郷の郷域の解明も現在のところ不十分である。

そこで、A論文以来島根郡家の東北方にある千酌駅家湊(浜へ地

図(-)I)。南方にある朝酌の渡、西方にある佐太橋を起点とする研究も後に予定している)から逆に島根郡家に向かって「通道」を“復元”して、古道上に郡家を求めるという方法によって研究を進めて来た。A論文では千酌駅家湊(浜)のほか周辺に山や水源地から古道上に郡家の地を求め、B論文では千酌湊(浜)から別の古道を辿り比定を試みた。

島根郡家比定の手がかりになるのは、A B論文で取り上げたもの以外にもう一つ、「瀬崎戌」がある。即ち、巻末に、

瀬崎戌、嶋根郡家東北一十九里一百八十歩。(加藤義成氏『参究』本)

とある。そこで、まず瀬崎戌の位置を考察し、次にA B論文と同じ方法で旧道を巻尺で実測しつつ郡家を比定した。

その結果、瀬崎戌は現在の八束郡島根町の大字野波の瀬崎地区(地図(-)A)内に比定でき、瀬崎の平山(地図(-)H・(四)E)頂上に望樓、その南麓附近に兵舎があったものと推定する。この平山山麓の登山口(地図(-)a・(四)A)を起点として一十九里一百八十歩の地点を求めると、最短距離の文導寺坂経路による地図(-)4・3・2・1路線では、A B論文で島根郡家の地と比定した、「松江市福原町の『大門・

小門の十字路』(地図(一)Q・(二)E)を中心とする台地上」に到達しなかつた。そこで今度は、二十九里一百八十歩とする既説を採用して積算してみると、右の最短路線では福原町の台地を西に通り越し、通説の松江市下東川津町大字納佐(地図(二)G)も過ぎ、地図(二)hの朝酌川左岸の南1095.91mとなった。

そこでAB論文で「通道」の可能性が大きくなった地図(一)1路線とその延長線上の地図(一)9・8・11路線を辿ると、右の福原町の地図(一)k(地図(二)f)地点となった。ここは「大門・小門の十字路」の東1095.91mの地点で、この付近には見られない四方が開いた広い台地上にあたる。

以上の結果、瀬崎成は瀬崎の平山麓にあったこと、一十九里一百八十歩は二十九里一百八十歩の誤りであり、郡家より戌に至る「東北」の道は、郡家から千酌駅家湊(浜)に到達する「東北一十七里一百八十歩」の道(地図(一)1路線)を経由するものであったことが判明した。そして、このような迂回路が採用されたのは、B論文の結論と同様、馬に乗ったまま(楽に)通行しようとした理由によるものと推測される。

本研究に際しては島根大学を初めとして、島根県・松江市・美保関町・島根町の教育委員会及び諸部局、並びに地元の沢山の方々のご助力を賜った。紙幅の都合で総ての芳名を掲げ尽すことはできないが、深く感謝申し上げる。

注(1) 拙稿「出雲国風土記」島根郡家の比定——千酌駅家湊・千酌駅家の比定と通道の「復元」を通して——『山陰史談』二二号、山陰史談会、昭和六十年五月、平田。

(2) 拙稿「出雲国風土記」島根郡家の比定——通道の「復元」と納佐説の再検討を通して——『日本書紀研究』第一五冊、塙書房、昭和六十二年三月発行予定。本紀要の論文を執筆する以前、昭和六十一年九月一日附の受領通知があったが、事情によっては発行がこの論文よりも後となることも起るかも知れない。しかし、執筆順序通りこの論文を『日本書紀研究』

掲載論文の続篇として扱う。

最初に瀬崎成に関する本文を確認しておきたい。この戌については島根郡記内に一カ所と巻末に一カ所見られるが、諸本には多くの異同が見られる。島根郡記内の記事については加藤義成氏の『参究』が、

瀬崎。 磯、所謂瀬。 嶋、是也。

と校訂しており、秋本吉郎氏校注の日本古典文学大系本(句点は附さない)・日本古典全書本と一致している。巻末の記事については、同じく『参究』が、

瀬崎成、嶋根郡家東北一十九里一百八十歩。

と校訂し、古典全書本(『参究』の読点を句点とする)と一致している。そして、古典文学大系本は傍点の一十九を一十七と改めたほか(但し句読点は附さない)は一致している。

加藤氏の校本によれば、○印の「謂」は最古の写本の細川家本を初めとして諸本にはないが、解本と訂正本がこれを補い、諸家も従っている。×印の「戌」は諸本が「或」、解本が「或」である。解本はこれを「戌の誤」と注し、訂正本が「戌」と校訂した。△印の「戌」は、細川家本が「式」、万葉緯本と解本が「式」、倉野本(後補部分)・抄本が「或」である。解本はこれを「式へ戌」と注し、諸家が従っている。

傍点の一十九は諸本一致している。しかし、後藤蔵四郎氏の『考証』が「二十九里一百八十歩の誤りか」とし、『参究』も「実地理によれば『二十九』とあるべし」⁸⁾、「二十九里一百八十歩とあったのを二を一に誤ったものと思われる」とするなど、誤字とみなす説がある。一方、秋本氏古典大系本は島根郡家千酌駅家間の一十七里一百八十歩を「襲用したものである」と断じて「一十七」に訂正しておられる。

秋本氏の「襲用」という説は、『風土記』の他の数値の信憑性にも及びかねない問題である。果して一十九、二十九、一十七のいづれを採るべきであろうか。これは諸本の校合のみで解決のつく問題ではないから、以下の実地踏査に基づく研究によって判断する。

- 注(1) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』(改訂三版)四九九ページ、今井書店、昭和五十六年、松江。
- (2) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系2 風土記』一四六ページ、岩波書店、昭和三十三年、東京。
- (3) 久松潜一『日本古典全書 風土記』下一〇三ページ、朝日新聞社、昭和三十五年、東京。(実際の執筆者は小野田光雄氏)
- (4) 加藤義成氏注(1)書五二九ページ。
- (5) 秋本吉郎氏注(2)書二五二ページ。
- (6) 加藤義成『校本出雲国風土記』、出雲国風土記研究会、昭和四十三年、松江。
- (7) 後藤蔵四郎『出雲国風土記考証』三七二ページ、大岡山書店、大正十五年、東京。
- (8) 加藤氏注(1)書五三〇ページ。
- (9) 同四七七ページ。
- (10) 秋本氏注(2)書二五二ページ。

二

本文については「一十九」の問題以外は現代の校訂本に従って良いと私は思う。しかし、(巻末の)瀬崎戌の記載そのものが宅伎戌(神門郡)と共に『風土記』勘造後の増補である、とする時野谷滋氏の説があるため、まず本章ではこの問題を検討する。

時野谷氏は、戌だけでなく各郡記中の正倉及び巻末の五烽中の三烽も増補記事とせられる。戌が増補記事であるかどうかはこの烽の問題と連関している。そこで、先に三烽が増補か否かを検討した後、に戌を取り上げることにする。

巻末の五烽とは、馬見烽(出雲郡)・土棕烽(神門郡)・多夫志烽(出雲郡)・布自枳美烽(嶋根郡)・暑垣烽(意宇郡)である。このうちの馬見・土棕・多夫志の三烽は郡記中に見えず、残る二烽のみが各郡記中に、

布自枳美高山 郡家正南七里二百一十步高

二百七十丈周一十里^有烽

暑垣山 郡家正東廿里八十步^有烽

と記されている。

そこで、時野谷氏は郡記に見えない出雲・神門両郡の三烽は「出雲国計会帳」に見られる(天平五年九月二十七日)出雲与神門二郡置烽三処²申送事²の記載と合致するとし、この『風土記』の三烽は天平四年八月以降のある時に節度使より設置を命ぜられ、天平五年九月廿七日付で完成が報告された「計会帳」の三烽と同じものであると見なし、『風土記』巻末の三烽記事は勘造後に増補されたものである、と推定せられるのである。

この時野谷説は、その後坂本太郎氏により次のように批判されている。

たまたま二郡の名と三烽の数が合うからとて、二つの記事を同一の事実によるものと見る必要はない。また各郡の記事に「有¹烽」の注がないのは、山そのものを記載の項目にしなかったためで、注のつけようはないのである。山名があるのに注がないとすれば、疑問もわこうが、その場合とはちがうのである³。

私も「山そのものを記載の項目にしなかった」ことによるというこの坂本説に、若干私見を加えつつ賛成する。

即ち、多夫志烽は平田市の旅伏山(海拔456.5m)頂上⁴にあったとすることで諸家は一致している。ところが『風土記』出雲郡の山の項には旅伏山に当たる山名はなく「出雲の御崎山」だけが挙げられている。これは、旅伏山が見る位置によっては巻末写真(5)の如く一箇の独立した山のように見えるが、遠方から望むと、写真(6)の如く

東は旅伏山に始まり西は日御碕の高見平山（海拔1668m）。写真(6)には見えない）に終る長大な山並みが一つの山塊に見えるためと思われる。そこで、出雲郡の編纂者はこの大きな山塊を一つの巨大な山として扱え、「高三百六十丈 周九十六里一百六十五歩」（傍点は服部）と記したのであろう。これに対し、烽の注が附された布自積美高山（地図(二)H。松江市上東川津町の高山）及び曇垣山（安来市田頼町の車山説に従がう）は明らかに一箇の独立した山である。

このような原因により、「多夫志山」の名を山の項に立てなかったため、「有烽」の注も附されなかったものと考えられる。

馬見烽と土掠烽の有り処は未だ解決されていないが、馬見烽が「出雲郡家西北三十二里二百四十歩」と遠距離にあることからして、島根半島西端附近の一峰にあったものであろう。従って、これもまた「出雲の御崎山」の中に含まれることになる。

一体に、『風土記』成立時の出雲国には右の島根・意宇両郡の二烽しか存在しなかった、とする時野谷説の可能性は極めて低いと思う。直線で東西七〇キロメートル余りに及ぶ出雲国の東寄りにある両郡内の二烽だけでは（隠岐国や）石見国の烽との連絡ができないからである。

時野谷氏はこの島根・意宇両郡の二烽を、隠岐国の烽を受けて伯耆国の烽に連絡するもの、と推定しておられる。しかし、布自積美高山（海拔297.8m）の北方には枕木山（地図(一)N。海拔370m余）、三坂山（地図(一)M。海拔537m）、澄水山（地図(一)P・(二)A。海拔507.3m）以下、地名を現地の発音に近く表記するには片仮名のルビを振る）が立ち塞がっているため、隠岐島を望むことはできない。時野谷氏はさらに推測を進めて、

布自義美山から隠岐の烽煙若しくは烽火を望見することは晴天の場合でも困難であつたらうが、建前はかうであつたと考へる外はない。そして、これはあくまで建前であつて、実際に隠岐と烽煙相応する必要が生ずるや、（中略）出雲神門両郡の三つの……服

部）烽を増設しなければならなかつたのである。（傍点は服部）とせられる。しかし、唐新羅に対する国家の一大非常時を契機に設けられた烽が、そのような粗略な机上の制度であつたとは考えられない。問題の三烽が郡記中に記されなかったのは、右に述べた如く烽を置いた山が独立した山容を持たなかつたことに起因していると思われる。

次に、問題の戌が増補記事であるか否か、の検討に入る。時野谷氏は、戌の場合には烽の如き論旨は展開しておられない。それは、宅伎戌の郡記記事がないのに対し、瀬崎戌については島根郡記中に記載があるためであろう。

そこで、戌を増補記事とする根拠を時野谷氏は天平五年前後の政治的事情に求めておられる。即ち、戌は「防人の屯所」であるから、「防人が派遣された形跡のない出雲に戌を置くといふのは、出雲が重要な地として意識された結果」であつて、「新羅の来寇に備へて隠岐出雲両国の防衛体制が急激に整備された時、つまり天平五年前後にこの二戌が設置された」とせられる。そして、天平五年十二月二十日に備辺式二巻が出雲国に到着している（「出雲国計会帳」）ことから、「これ（備辺式……服部）によつて戌が設置されたのではないかと思ふ。」と結論づけられる。

この時野谷説は明確な根拠がなく、推測の域に留るものと思う。これについても坂本太郎氏は、
備辺式が施行されなければ戌は存在しなかつたというのは全くの独断であり、これをもって増補の根拠にすることはできない。と批判しておられる。

ここで私見を述べると、瀬崎戌だけが郡記中に見えるのは、右の烽の場合と似た地理的事情によるものと思う。即ち、瀬崎戌の前後の記事を見ると、島・浜・浦・崎について島根半島の東から西に向かつて記している。島についてはその大きさや海産物・植物、時に人文的記載を記し、浜・浦についてはその広さや人家・神社の存在、

船の停泊についてなど、崎についてはその地勢・植物・神話などを記している。

これに対し、神門郡の宅伎成の場合は、藺長浜の南端（美久我の林）から石見国境の中嶋崎までの間を「或は平なる浜、或は陸しき磯なり」としか記していない。ここは単調な海岸線が続くだけで、取り立てて記すべき島・浜・浦・崎が全くないからである。従って、宅伎成の郡記記事がないのは、瀬崎成のように目立った地勢の場所（大きな崎。地図(三)参照）に設置されていなかったため、これについて言及する契機がなかったことによるものと考えられる。

以上により、(烽同様、宅伎成と)瀬崎成は後の増補記事ではなく、『風土記』に勘造の当初から記載されていたものと判断できる。

注(1) 時野谷滋「出雲国風土記の勘造後に於ける増補」『出雲国風土記の研究』

所収、出雲大社御遷宮奉賛会、昭和二十八年、大社町。

なお、時野谷氏より早く野津左馬之助が「島根県史」(第五編五八三ページ、島根県、大正十五年、松江)で三烽の増補説を唱えている。

〔追記〕 本稿提出後、山根惇志氏の「出雲国風土記」嶋根郡蛭蛸嶋所謂嶋里に就て(『風土記研究』三号、奥附は昭和六十一年十月三十日発行となっているが、三号附録による如く、発行は同年十二月である。服部が落掌したのは十二月三十一日)が発表された。この中で山根氏は巻末の二成を後補記事(再撰時の)と見なしておられ、宅伎成が本文にないのは「神門郡記の編集を行ってゐる際には、この宅伎成のことは意識にのぼってゐない証拠である。」とし、瀬崎成が本文の注にあることについては「細註で成の書き入れをしたのであらう。」とせられる(四〇―四一ページ)。私見は本章で述べたので繰り返す必要はないと思う。山根氏の論文は巻末の烽をはじめとする記事全体を「後から統一的に書き込んだ印象を与へるのである。」(四一ページ)とせられる。氏の論文は時野谷氏の本巻注(1)論文の影響が強く出ているように思われるが、特に時野谷説を批判しておられる坂本太郎氏本巻注(3)論文に言及しておられないのは不十分であると思う。

(2) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書』編年の(一)(明治三十四年発行の

覆刻版)六〇一ページ、東京大学出版会、昭和四十三年、東京。以下同じ。

(3) 坂本太郎「出雲国風土記についての一、三の問題」『古典と歴史』一二五ページ、吉川弘文館、昭和四十七年、東京。

(4) 内田律雄氏(島根県教育委員会文化課埋蔵文化係)と西尾良一氏は昭和五十六年八月二十一日旅伏山山頂附近で須恵器甕の胴部と考えられる破片を採集された(内田・西尾「旅伏山(多夫志山)峰 採集の須恵器」『ふいでん』五号、本庄考古学研究室、昭和五十八年十月、松江)。内田律雄氏の私的ご教示(昭和六十一年七月十八日)によれば、この須恵器破片は古代のものに間違いないことである。

『島根県史』(野津左馬之助)は注(6)の車山(暑垣峰)と共に旅伏山頂上に烽の遺構が残存しているかの如く記している(注(1)『島根県史』五九二ページ)が、内田氏のご調査によれば遺構は現在では見られない。また、本注の内田・西尾論文によると、旅伏山頂上部には遺跡調査がなされないまま遊歩道が作られたため、烽の遺構は既に破壊されている惧れがある。

(5) 内田律雄氏と西尾良一氏は、嵩山山頂でも須恵器坏の細片を採集された(注(4)論文)。

(6) 『島根県史』(野津左馬之助)は車山山頂を实地調査し、楕円形をなした平地二カ所(一つは長径二六尺・短径七十二尺、もう一つは長径八十尺・短径五十四尺)のうちの一方から直径十尺深さ一尺の円形の坑址とおぼしき遺構を発掘した(注(1)『島根県史』五九〇、五九一ページ)。内田律雄氏のご調査によれば、この遺構は現在埋もれて見ることができない(昭和六十一年七月十八日私的ご教示)。

(7) 土掠烽の比定も諸説一致していない。『風土記』が「土掠山」という一山を記していないから、右の論理からすると、独立した山容を示さない山に求める必要があるかもしれない。その点で出雲市の大袋山はいかがであるうか。また、大袋山からは石見国の烽を受けにくいようにも考えられるので、この点でも気になる。

(8) 時野谷氏論文。注(1)書五九二ページ。

(9) 注(8)に同じ。

(10) 時野谷氏論文。注(1)書五九七ページ。

(11) 注(3)に同じ。

三

次に、瀬崎戊より島根郡家に向かう風土記時代の道を「復元」するにあたり、古道の起点とすべき戊の位置を明らかにする必要がある。本章ではこの問題を取り上げることとする。

瀬崎の調査においては、島根町大字野井在住の野井漁協組合長渡部弘美氏（大正十四年生）のご紹介による小野啓次郎氏（大正二年生）より種々のご高配を賜った。記して感謝申し上げる。

まず、瀬崎戊の瀬崎は『風土記』の記載順序からして、八束郡島根町大字野波に属し今も同じ地名を残している「瀬崎」の村（地図(一)A・(三)・(四)）であることは動かない。

次に戊の位置について考察する。戊や古道等については昭和五十九年十月七日より昭和六十一年八月五日までの間に瀬崎を訪れて、主に小野啓次郎氏より得た知見を総合して記す。『風土記』の戊の遺跡が瀬崎領内にか小野氏にお尋ねすると、氏は現在の瀬崎漁港の北に接した標高702mの平山頂上（地図(三)H）に残っている、と言われた。小野氏に現地にご案内頂くと、頂上部には図(一)・(二)の如く高さ40cmから80cmの石垣（写真(2)）で築いた歪んだ台形状（一辺の最大が19m、最小96m）の平坦地があった。

この平山頂上部は小野氏の家が代々畑としておられたが、昭和三十八年頃から畑をやめて松を植林して放置してある。しかし平坦地一帯の地形は畑としていた当時のままで、細い松の木の蔭に「遺跡」と称するものが確認できる。この「遺跡」は、島根町による町文化財調査の際に小野氏によって実測され、町に対して報告（昭和五十二年）もなされている（小野氏ご所蔵の控えのコピーを頂戴した）。頂上部の北部と東部一帯は絶壁をなしており、崖の縁に高く成長している雑木がなければ北方に隠岐島が見える筈（図(三)参照）で、南方と東北方は雑木の間から写真(3)A・Bの如く築島（B）と野井（A）、さらに島根半島の東部の一部が少し見える。西方は瀬崎の

米山（地図(三)C、標高134m）と平田山（地図(三)B、標高178.9m。地図(三)の如く頂上部に隣村小波との村境が走っている）が迫まっているので、西の眺望は全くできない（写真(4)）。南方も村内の高さ100～170mの山が塞いでいる。

以上、平山頂上からの遠望は、隠岐島の島前がかなり明瞭に見える（昭和六十年三月二十日に頂上から西北へ20m程下った地点で）ので北方の視界については満足できる条件にあることが判った。しかし、東方の視界については附説の第二章に述べる如く問題があるし、特に西方の視界が遮断されているのが疑問に思われた。

さらに、同じ瀬崎内に第二次大戦中陸軍の監視哨が設置されていたということを知ったので、平山頂上以外の可能性も考慮しなければならぬと思った。そこで、小野氏に平山頂上を瀬崎戊とするのは古くからの言い伝えによるものであるのか確認したところ、地元にはそのような伝承はなく、松江在住の考古学者恩田清氏が以前何度も瀬崎を調査され（加藤義成氏と同道された時もあるという）、いつも案内をされた小野氏に「平山頂上以外に候補地はない。」と結論されたのを聞いたことによるものである、と言われた。

実際、『角川日本地名大辞典 32 島根県』の「瀬崎」の項にも既にこの平山頂上の「遺跡」を戊の跡と解したらしい記述が見える。即ち、

面積約2a、ほぼ円形の平坦地で、東側の断崖絶壁となつて海面に面する方には、今なお石垣が残存する。

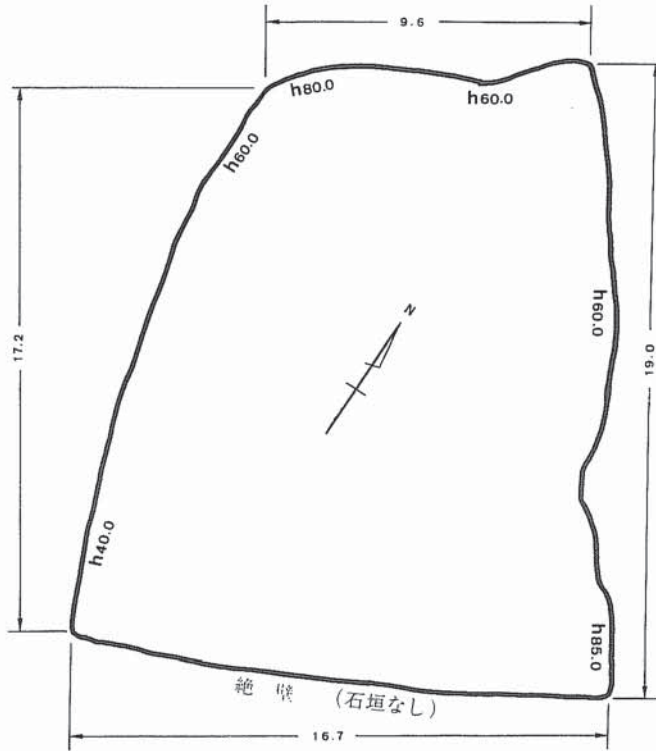
とある。この記述はいささか不正確で、図(一)の如く円形の平坦地ではないし、海に面した東南の絶壁側はそのまま崖となっており、残る三方のみが石垣で築かれている。

この石垣もよく観察すると図(二)の如く頂上部一段だけではなく、頂上の平坦部分に向かって下から何段も石垣が築かれている。即ち、東北側が八段、西南側が四段、西側は五段、西北側は八段（北側は木が茂って判断できなかったが、小野氏は九段ぐらいあると言われ

瀬崎, 平山頂上石垣積み平坦地測図
 (昭和60年3月8日。小野啓次郎氏ご協力)

図(一)

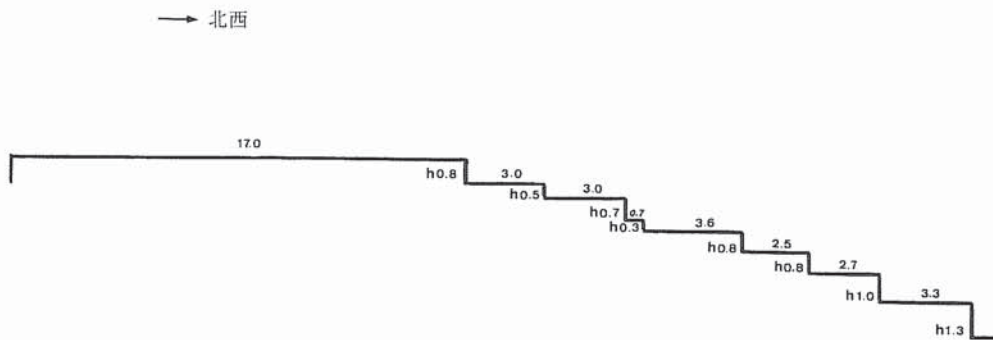
単位: m
 h は石垣の高さ。単位: cm



瀬崎, 平山頂上石垣段々断面測図
 (昭和60年3月8日。小野啓次郎氏ご協力)

図(二)

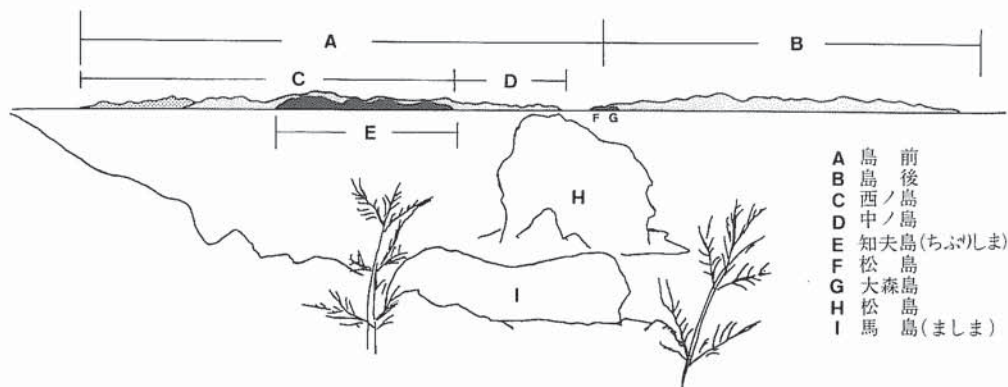
単位: m, h は石垣の高さ
 無印は巾



図(三)

瀬崎、平山より隠岐島を望む

瀬崎在住小野啓次郎氏スケッチ
昭和60年5月8日午後6時~6時半
天候 快晴無風



A 前島
B 後島
C 西島
D 中島
E 知夫
F 松島
G 大島
H 馬島
I 松島

た)あって、東南の断崖側には石垣は全くない。

当初この石垣を見た時には戌の遺構かと思った。しかし、山が海に迫まって耕地の乏しい瀬崎や南の隣村野井(地図(一)D・(三)L)において、昭和四、五十年頃まで山や島の頂上付近まで段々畑を作ったという話を聞いたので、この石垣は段々畑の最上段部かも知れないとも考えた。

そこで、さらに調査をする必要を感じ、特に陸軍の監視哨のあった地点は昔も同様な目的で選ばれたこともありうるのではないかと、思っ小野氏と共に現地調査をした。そこは地図(三)D地点(写真(4)C)で、瀬崎の米山の東北の中腹(宇赤畑)である。けれども、現地の視界は平山頂上以上に悪い。即ち、東方は平山頂上より勝るが、西方は平山で塞がれている。北方も崎の先端に向かって張り出している小さな峰により完全に遮断されている(写真(4)参照)ので、(唐)新羅が途中掠めて来る恐れのある隠岐島を監視することができない。このような場所に陸軍が監視哨を置いたことに疑問を感じた。

さらに、瀬崎の西北の村の大字多古の崎には戦前「防空監視哨」が置かれ(地図(三)A、字大床。昭和十四年四月竣工)、民間人が輪番で勤務していた。このような近い所に二カ所も監視哨があった理由を知りたく思い、瀬崎から多古の監視哨に通われた小野義房氏(瀬崎在住。大正十三年生)に当時の様子をお尋ねした。

小野義房氏によれば、多古の監視哨からは島根半島東端の地蔵崎より西端の日御崎まで一八〇度のパノラマを見ることができた。そして、両監視哨の間には全く連絡がなかったという。益々不審に思っ、当時瀬崎の陸軍監視哨の隊長を勤められた高木徳泰氏(松江市在住。小野啓次郎氏のご紹介による)に瀬崎監視哨の機能についてお尋ねした。

高木氏によれば、この「監視哨」は表向きのごとで、実際は電探基地だった。戦争中、朝鮮半島南部の浦項(ポハン)から島根半島西端に近い宇竜へ、そして蔚珍(ウルサン)から瀬崎へかって電波

を発し、この二つの電波の線を横切るソ連軍の飛行機を探知していた施設であった。このことは軍の機密であったから、今日でも瀬崎では実情を知る人がいない。

以上により、瀬崎の陸軍監視哨は戊の比定の参考にならないことが判明した。そこで、さらにその他の可能性を考えねばならない。しかし、現在の瀬崎の境界は地図(三)の灰色の帯の内側であって、ごく狭い範囲である。これまで二年半の間島根半島東部を主に調査して来たが、村々は山の分水嶺を境界(川を村境とする箇所もあるが事例は少ない)とする例が極めて多い。このような自然の地形による境の引き方はきわめて自然な思考であるから相当古く溯るのではないかと考えられる。実際、『風土記』は沖泊村領の鶴島よりも手前、即ち東に「瀬崎」を記している。

陸軍監視哨のあった米山の西にはさらに高い平田山(地図(三)B。標高178.9m)がある。平田山の方が見晴しが良さそうであるが、瀬崎からは遠く、斜面が急で登りにくいため、西隣りの小波村から登山道がついている。平田山は小波から登り下りする山であって、瀬崎との村境は山頂に通っているものの「平田山は小波の村のもの。」という意識が周辺の村の人々(例えば野井の村上良一氏や渡部弘美氏)にもある。また、平田山は平山に較べ内陸に入り、しかも海岸近くに100m以上の高さの峰があるため、特に手前北方海上の視界が効きにくいように思われる。

瀬崎、戊がどのような軍事施設を持っていたか不明だが、瀬崎には兵舎だけがあり、望楼は最も広い視界の得られる多古鼻(地図(三)A)にあったというようなことがあれば、瀬崎における眺望にこだわる必要はないかも知れない。しかし、瀬崎と多古鼻の監視哨との間は直線で約二キロメートルも離れている。右の小野義房氏によれば、徒歩で三十五分も要したというから、非常の際には適さない。また、望楼は軍事施設の大切な機能を果すものであるから、多古に設置されていたのならば「瀬崎戊」という名称を負うことも不自然である。同

様に、平田山に望楼があったのなら、述べた如く小波に戊の兵舎が置かれたであろう。『風土記』は「瀬崎磯なり。謂はゆる瀬崎の戊、是なり」と記し、多古や小波になかったことは明白である。

結局、瀬崎戊が次章と附説の第二章で述べるような専ら隠岐島を監視するという機能を果していたのであれば、瀬崎の平山頂上まで南麓の登山口から341.73m(巻尺による実測)で達する(五分程で登ってしまう)から、西方(と東方)の視界を問題にしなければ非常に便利な場所である。こうして、私も平山頂上説の可能性が高いと考えるようになったが、次章でさらに私見を述べたい。

注(1) 瀬崎は大字野波に属し、現在の地番も「大字野波」で表示されており、独立した大字ではない。西隣りの小波の村も同様に大字野波に属している。しかし、日常的には「瀬崎」、「小波」と称し、独立した村として運営されている。そして、大字野波の中でも人家が多く中心をなしている地図(三)Cの市街地を中心とする村を「野波」と称している。これを以前は「野波本郷」と呼び、「小波」、「瀬崎」を野波本郷の人々は「端浦」(小野啓次郎氏によれば一種の軽い卑称)と呼んだ。

(2) 隠岐島は大きな四島から成り、その中の東北の大きな一島を島後(道後の訛)と称し、本土に近い一団の三島を一括して島前と呼ぶ。地図で見ると限りでは島前島後も本土からの距離は大差ないように感じられるけれども、私が島根半島各地の海岸から約三年間観察したところでは、遠い島後が霞んで島前のみが見える場合が非常に多い。

(3) 『角川日本地名大辞典』32 島根県三三八二ページ、昭和五十四年、東京。

(4) 瀬崎の耕地は「高度成長」による農業の衰退以前でも乏しかった。島根町役場産業課長の松本正志氏と課員の方々に明治二十一年の土地台帳から集計して頂いたところ、田が僅かに四町七反九畝六歩、畑が二十四町三反六畝十五歩であった。畑もほとんど総て山畑である。松本氏はこの畑もほとんどが桑畑であったろう、と言われる。

(5) 瀬崎の隣村大字野井も人口の少ない小村であるが、ここも耕地は極めて少ない。野井在住の渡部美恵子氏(大正十五年生)によれば、「高度成長以前は畑にできる所は山の頂上附近まで全部畑にしていた。」という。注(4)の集計によれば、野井は田が三町七反十四歩、畑が五十町五反七

敵二十歩であるから、瀬崎は野井よりもさらに耕地に恵まれていなかったことが判る。野井と瀬崎は陸地だけでなく向かいの築島(地図)B、地図(K)にまで渡って畑を作っていた。このことは、拙稿「出雲国風土記」島根郡の「中盤南北船猶往来也」「大妻女子大学文学部紀要」第十八号、昭和六十一年、東京)に詳述した。

(6) 『類聚三代格』所収寛平六年九月十九日の太政官符によれば隠岐国の解に「(新羅の……服部)寇賊数来。侵掠_シ辺垂_ニ。」とある。ためにこの時「(出雲隠岐……服部)両国之境依_レ旧置_ニ烽候_ニ」(国史大系25『類聚三代格・弘人格抄』五六七ページ、吉川弘文館、昭和四十年、東京。以下、本書による)とされた。時代の下った史料だが、新羅の軍船が隠岐を経由して本土に來襲する危険性のあったことが察せられる。

〔追記〕 本稿提出後に山根惇志氏の第二章注(1)追記論文が発表された。この中で山根氏は、「瀬崎成は写本によっては千酌駅と同地点である。(中略、服部)千酌浜は隠岐の国へ渡航するための唯一の港が開かれてゐた処である。律令体制下、地方行政掌握把握のためにはよく認識されてゐなければならぬ処である。」(四〇ページ)と、瀬崎成と千酌浜とが同一地点にあるかの如く受け取られる書き方をしておられる。瀬崎成への距離が千酌駅家浜と同一でないことは本論文全体によって明らかにするところであるし、「瀬崎」の比定については拙稿本章注(5)論文においてこの附近の島々や浜の比定と共に述べているので、そちらをご参照頂きたい。

四

前章において、島根郡家に向かう起点とすべき瀬崎成の位置は、瀬崎の平山説が有力であることに到達した。しかし、まだ問題が残っている。即ち、平山の頂上の平坦地は図(一)の如く面積が狭まい(石垣で築かれた平坦地以外頂上部には活動できるような場所はない)から、ここには大きな施設はなかったのではないかと考えられる。瀬崎成の兵数がどれだけであったか『風土記』は記しておらず、国内の史料も見当たらない。時野谷滋氏は前掲論文において、浜口重国氏の「府兵制より新兵制へ」(『史学雑誌』四一卷十一・十二号)に拠り、『新唐書』百官志に「防人五十人を以て上戍とし、三十人を中

戍とし、それ以下を下戍とする⁽²⁾とあるのを参照して、「出雲の戍の兵数はまづ二三十人はあつたと考へて大過なからう。」と述べておられる。

瀬崎成が仮に「下戍」であつて、兵数が二十人程度であつたと見ても、なお平山頂上部は駐屯地として狭ますぎる。一体に、この地方は冬期に極めて冷めたい季節風に見舞われる。北風は九月中・下旬から強くなり始め、三月の彼岸まで約半年間頻々と吹く。瀬崎では冬の強風は西風が最も多く、北西風と北東風が次ぐ。このうち北東風は最も冷めたく、その強さと身を切るような寒さは私自身何度も体験している。昭和五十九年十月七日に瀬崎を訪れた時には折しも北東風が吹き荒れていた。北東に向かって開いた瀬崎港の防波堤(写真(1)E)に立った時には、猛烈な風当りであつた(隠岐島が指呼の間に見ることができた)。

問題の平山頂上は、西の平田山とは距離があるため、冬の西風から逃れることはできない。北西風も同様である。北風と北東風は直撃を受けるから、その冷たさと凄まじさは私が港で経験した以上になる筈である。昭和六十年の三月中旬に美保関町千酌(地図)(H)の山中(地図)(I)7路線のr附近。海拔一五〇メートル位)でこの北東風に吹かれた時には縮み上ってしまった。

この地方の山上の風当りについては、小野啓次郎氏所蔵の冊子「野波防空監視哨沿革誌」(昭和十六年以降に小野氏が執筆されたもの)に前章の多古鼻の監視哨に関する次のような記事があつて参考となる。即ち、

南ヲ開キテ三方ニ高サ棟ニ比スル土堤築カレ、風雨霜雪ノ強襲ヲ防遏セリ

名ニシ負フ多古鼻ハ島根半島ノ最北端ニ位シ風当リ甚ダ烈シキ処ナレバ屋根ヲ覆ヒシ杉皮吹キ破ラレコト一再ナラズ都度ニ修理ヲ施シツツアリシモ遂ニ其ノ煩エズ昭和拾七年拾月上旬沖泊区民ノ協力ニ依テ黒瓦ニ葺キ替エタリ

(本章末追記)

このような状態からすると、たとえ古代の兵といえども吹き晒しの平山頂上に大人数で常住していたとは考えにくい。山頂に戌の施設があったとすれば「望樓」であり(望樓の敷地ならば十分にある)、兵の大半は平山麓のどこかに駐屯していたものと思われる。従って、平山頂上を瀬崎戌そのものとする説には賛成できない。

そこで、他の地を求めねばならなくなるが、戌に関する発掘調査は行なわれていないため、地形の上から以下に私の三案を示すことにする。

第一案は、平山西麓の僅かな水田の広がる緩やかな谷間である。この谷間の地図(三)F・四C地点には前章で述べた今次の戦争中の電探基地の兵舎があった。隊長であった高木徳泰氏によれば、兵の数が一番多かったのは、基地を作った昭和十七年の中頃の三十名位で、それ以後は二十名程度であった(右の「中戌」から「下戌」の兵数に相当する)。そして、此処に兵舎を作った理由は、地図(三)Dにあった受信装置へ通う便利さと、ここ以外に兵舎を建てることのできる適地がなかった(広さと持主との関係)ためである。しかし、この谷間は東北に開いており、兵舎のあった所から低い斜面を二十メートル程も登れば眼下にすぐ海が広がる場所である。小野啓次郎氏によれば、この谷は風が吹き抜ける道であって、東北風が直撃する所という。防風の施設が完備していなかった時代には、いかに兵とはいえ住みにくい場所ではなかったかと思われる。

第二案は地図(三)E・四D地点(字内谷)である。ここは米山東南麓の日当りの良い場所で、瀬崎で最も風当りの弱い所である。南東風が少し当たる以外は総ての風から守られている。字内谷という地名は瀬崎の中でも奥まった場所であるからであろうか。確かにここは住み良い場所ではあるが、戌の兵舎を置くにはやや狭い感もするし、平山頂上に通うのにも少し遠くなる。

三番目の案は平山の南麓で、現在も人家が密集する瀬崎の中心地である。南向きで、日射にも恵まれた良い場所である。小野啓次郎

氏に瀬崎で一番早く開かれた場所はどこであろうか、とお尋ねしたところ、小野氏は「瀬崎は半農半漁の村で、それも漁の方に重きをおいた村であるから、日当たりも良く、海に近い平山南麓附近ではなかったかと思う。」と答えられた。風当たりについても、冬の西風と北風は平山により遮断されているし、北東風については地図(三)I・四Bの突出部があるから、この突出部の蔭になる所は北東風から守られている。さらに、小野氏に瀬崎で最も古い旧家という七戸を地図(四)に①⑦で示して頂いたところ、六戸までが平山の南麓となった。

風土記時代瀬崎にどれだけの人家があったかは不明である。『風土記』は地図(一)Cの野波やFの笠浦、Hの千酌について「有百姓之家」と注を附す。拙稿で述べた如く、この注は人家の乏しい島根半島において特に人家の多い村であることを指し、百姓之家は文字通り農家を意味していた。瀬崎にはこの注記がないが、だからと言って直ちに当時人家がなかったとは断定できない。即ち、『風土記』は地図(一)D・(三)Lの野井に「有百姓之家」と注を附していないけれども、蘇嶋に「中撃南北船猶往来也」とあることにより、当時野井に人家があったことが判明する。

従って、野井同様の小村である瀬崎にも住民はいたと思われる。瀬崎の兵力については、時野谷氏が右述の如く『新唐書』百官志の記事と唐の折衝府(我國の軍団に比せられる)の下府の兵数八百人を参照して「まづ二三十人はあつた」と推定しておられる。菊池英夫氏は「唐初以来の辺防機関としての鎮および戌の防人定員は各々数十ないし一〇〇名程度」と考えておられる。瀬崎は狹隘であるから、恐らく二、三十人が平常の駐屯人数ではなかったかと思う。

風土記時代に平山南麓が現在のように密集していなければ、二、三十人から五十人位が住む兵舎を建てることは可能であったと思う。そこで、戌の本格的遺構が出土していない現段階では、平山頂上に登る登山口のある地図(一)a・四A地点を戌の有力候補地とし、

郡家に向かう道の起点とすることにする。この私の戌の（兵舎の）⁽¹⁰⁾位置についての推定説は、『島根郡村誌』の「瀬崎戌 実跡未タ詳カナス（中略、服部）瀬崎の海岸蓋シ其旧趾ナルヘシ」（傍点は服部）と類似している。

右の起点の位置を詳述すると、ここは瀬崎漁港に面した人家部を南西から東北に走っている「本通り」と称する道（巾1.5mほどのコンクリート舗装の道路）の中心線上に、平山頂上から下って来た山道（地図四Eからの点線。山腹で巾40cm）の中心線の延長が交叉する地点である。

こうして起点を定めた訳であるが、この附近以外に戌が出土する可能性は全くない、とは断定できない。しかし、瀬崎には沢山の人々が住めるような平地はごく狭まゝ範囲に限られており、右の三案の地も互いにそれほど隔っていないので、以下において古道の距離を積算しつつ郡家の地を比定する際には、他の二案の地も試みに起点として計算してみたい。

なお、本章の戌の兵数、および附説第一章の戌の制に関して、嵐義人氏より多くのご教示を賜った。記して感謝申し上げる。

(1) 時野谷滋氏論文。第二章注(1) 書論文五九六、五九八ページ。

(2) 「五十人為上戌三十人為中戌不及者為下戌」(『和刻本正史唐書』(影印本)一五六六ページ、汲古書院、昭和四十五年、東京。)

なお、浜口重國氏は『新唐書』百官志下鎮戌の條は「六典所載の軍鎮と鎮戌に関する條文を勝手に継ぎ合わせて作り上げた訳の判らぬ文章」とされる(『府兵制度より新兵制へ』浜口重國『秦漢隋唐史の研究』上巻(再録)六九ページ、東京大学出版会、昭和四十一年、東京)ので百官志の扱いには注意を要する。

(3) 小野啓次郎氏より、この地方では春の彼岸になれば季節風も止み穏やかな日和となる、と伺った。大体はそのような傾向であるが、昭和六十一年三月二十一日の彼岸当日の午後から東北風が吹き始め非常に寒くなった。翌日は猛烈に吹き荒れて冬に戻った感じがした。この地方で北風が完

全に止むのは、私の経験では四月に入ってからである。しかも四月の上旬には黄砂を運ぶ西風が強く吹くので、最終的に安定した天候となるのは四月中旬である。

(4) 地図四に示した瀬崎の旧家七戸の現在の戸主は次の通りである。

1 松本進 2 小野啓次郎 3 木村平次 4 田中忠男 5 伊達堅一

6 梶野敏(地図に示したのは住宅の元あった所) 7 宮井盛(同上)

瀬崎の氏神を迎えたのは2の小野啓次郎家の先祖と言ひ伝える。

(5) 拙稿『出雲国風土記』島根郡「野浪浜」の考察『風土記研究』創刊号、昭和六十年、社町。

(6) 拙稿第三章注(5) 論文。

(7) 時野谷氏は浜口重國氏の注(2) 論文(『史学雑誌』に最初発表したもの)を参照して論じておられる。

(8) 注(1)に同じ。

(9) 菊地英夫「府兵制度の展開」『東アジア世界の形成Ⅱ』(岩波講座世界歴史5)四三七ページ、岩波書店、昭和五十年、東京。

(10) 本章で瀬崎戌の兵舎があったであろうと推定した、平山南麓人家部の海岸からは隠岐島は見えない。漁港の防波堤の中ほど(写真(1)E)に立たなければ見えないから、平山南麓の今の人家部には望楼は作れなかったと思う。

(11) 島根県編『島根郡村誌』野波浦の条、明治十四年、松江。島根県立図書館蔵、和本。本書の閲覧について島根県立図書館よりご高配に与ったことを感謝申し上げます。

〔追記〕 本稿を提出した後の昭和六十一年十二月二十八日、山陰本線の余部鉄橋(兵庫県最北部の日本海岸沿い)から、折からの北風の突風によって列車が吹き落されるといふ事故が起った。このことによっても、山陰地方の冬の季節風の激しさが想像できると思う。この日の瀬崎の風は余部ほどではなかった、と小野啓次郎氏は言われた(当日の電話による確認)が、時にはそれに近い強さの風が吹くそうである。とりわけ北東風が強烈で、東北に向いた瀬崎には大波が打ち寄せる。

五

以上により、瀬崎の起点から種々の古道を「復元」し、それらの道の上で一九九里一百八十歩、及び二十九里一百八十歩の地点がど

こになるかを考察したい。取り上げた道のほとんどは江戸時代にまで確実に溯ることができるが、一つ一つを詳しく実証的に論ずる紙幅がないため、A・B論文同様に結果だけを地図(一)・(二)に示す。

私は、A・B論文において島根郡家は松江市福原町の広い台地上にあった可能性が最も高いとした。瀬崎からは、このA・B論文で扱わなかった古道を実測したので、A・B論文の結果とも照合させたい。

私は瀬崎の調査に取りかかる前に、隣村の野井からの古道を調査し、その際瀬崎からの古道についても予備的知識を集めた。以下、昭和五十九年九月より昭和六十一年八月までの間に野井在住の村上良一氏(大正五年生)、渡部弘美氏(大正十四年生)、渡部美恵子氏(大正十五年生)、小灘欽吾氏(昭和五年生)より伺ったところを総合して記す。

野井から福原町を初めとする松江方面に通う「本道」(バス道路(地図(一))に見える海岸沿いの県道)が開通する以前はこの一本だけであった)は以下の通りであった。即ち、地図(一)Dより第9路線で南に進み、途中海岸から南方の山腹に登り、尾根の上にあるf「才の神」(野波境に近いが野井領内。以下「野井才の神」と記す)より第9路線で大字野波(「野波本郷」)の菅路谷に下り、菅路谷の入口にあった旧千酌路道路(現在の町道千酌路線の南西路肩下に所々痕跡を残す)とのT字路gに出、gより第8路線(旧千酌路道路)を辿り、mの大字野波字セガマより第5路線(5・3を「横手道」と称す)で山道を行く。qで「狭義の文導寺坂道」(B論文参照)と合流し、そのまま第3路線でv「峠」に達する。vから第2路線で急坂を下り、引き続き第2路線を辿って松江市上本庄町川部のx(地図(二)C)で第1路線と合流し、以下第1路線で野井の人々は福原町に向かった(福原町以西の松江市街地へ出るには明治以降第1路線でなく、現在の国道四三一号線の前身である旧県道によった)。

以上が野井から松江に通う「昔の本道」であった。この道は今次

の戦争中から敗戦後(昭和二十六、七年まで)にかけて、統制の目を逃れて塩や魚を米と物々交換するため、野井の女性達が盛んに徒歩で利用した道であった。当時は既に海岸にバス道路ができていたのだが、警官が監視しているので利用しなかった。野井から松江に向かう海岸のバス道路は日露戦争を機として作られた(美保関町大字千酌在住松本寛太郎氏(明治三十二年生)による)もので、昭和に入らなければ瀬崎からは完全に開通しなかった(小野啓次郎氏によれば瀬崎町内での県道工事は昭和に入ってからである)。海岸道路が開通する以前、渡部美恵子氏の祖父母の代には、野井から松江に魚を出荷する際にも右の「本道」を利用した。

こうして、瀬崎附近からはこの路線が有力な候補であることを知ったので、次に、瀬崎の村人がこれを利用したかどうかを渡部弘美氏にお尋ねした。渡部氏は「瀬崎の人が松江へ行くのにこの道を通る姿を見たことはないし、聞いたこともない」と答えられた。これを一層確かにする資料がないものかと考えていたところ、非常に興味深い慣習のあったことを渡部氏よりお教え頂いた。

即ち、当地方では、その道が他村の領域内にあっても、これを専ら利用する村において「道刈り」をするのが慣習(敗戦前まで)であった。野井の村が「道刈り」するのは右の路線のうちの第9路線のf・gの間と第5路線であった。この区間を刈るのは年一回春期、五月八日の枕木山華蔵寺(地図(一)O)の縁日までだった。敗戦前の華蔵寺の縁日は近隣の村々からの参詣客により「子供の手を離した迷子になるぐらい」(渡部美恵子氏)混雑し、野井からも多数の人々がこの道を通って参詣に出かけた。

以上によって、瀬崎からの古道は右の路線ではないことがほぼ予測がたった。果して、その後瀬崎を訪れると、小野啓次郎氏は「瀬崎から松江に行く昔の最短最良の道は文導寺坂越しの道だった。」と言われた。文導寺坂とは地図(一)の第4路線上のn・q間で、この道は野井の村人は利用しない。

この瀬崎からの道は次の通りである。まず、瀬崎から第4路線でbの島根町公民館前、続いてc千酌路川右岸に至る。cより第4路線で里路川右岸eに達し、eより第4路線で上流の坂尻橋右岸nに達する(この間を「里路谷の道」と称す)。nから第4路線でqに登る。qで野井の村人が利用する5に合流し、以下は野井と同じく第3・2・1路線で松江方面に向かった。

次に、野井で得た道路の草刈りについて小野氏にお尋ねすると、瀬崎は確かに野井を除く四カ村と共に右の第4路線内を分担して刈っていた。即ち、瀬崎の分担は文導寺坂の約三分の一にあたるo・p間と、第3路線上のs(水呑み場)・t(「出岩」と称する大きな岩石の露頭)の間である。この文導寺坂の草刈りは、大正十二年に島根郡長が野波に来村するに際して始まったというが、右述の野井の草刈り区間は郡長来村(野波小学校講堂落成式)の道ではないし、野井の草刈りは第9路線f・g間と第5路線だけでなく、さらに大字笠浦と大字千酌の領内を通る第10路線全体に及んでいたことが判明したので、大正十二年を起源とする伝承には問題が残る。

即ち、類似の例は他の地域にもあり、松江市西持町町北方の御岳山(地図(二)D)の北方にある「藪蔵越し」(地図(二)C)の道は、松江市東持町町西納蔵(地図(二)B)と八束郡鹿島町上講武を結ぶ山道であるが、この道は鹿島町側の住民に多く利用されたため、昭和三十年頃まで「道刈り」と称し講武の人々が市境の峠を越えて西納蔵字「宮の下」の人家附近(地図(二)B)まで自発的に草刈りをしていった(松江市坂本町在住矢田弘氏(大正元年生)ご教示)。従って、自己の村内の道でなくても、これを専ら利用する村が草刈りするという慣習は、広い地域に相当古くからあった可能性がある。

ともかく、以上によって昔瀬崎の村人が松江方面に通った唯一にして最短の古道は第4・3・2・1路線であったことが明らかとなった。そこで、この第4路線を經由する古道を巻尺で実測した結果を示す。距離の計算は、A論文と同じ基準によった。即ち、天平尺の一

尺は曲尺(30.303 cm)×0.98で29.6969 cm。一步は六尺であるから1.7818 m、一里は三〇〇歩であるから534.54 mとなる。途中の川巾橋巾も加算する。

まず、一十九里一百八十歩(10476.98 m)の地点を求めると、そこは地図(一)の福原町の「大門・小門の十字路」Qから瀬崎側に1540.6 m戻った地点、即ち地図(一)第1路線上のカ地点(地図(二)d)となった。ここは松江市上本庄町川部の裏山の中であって、郡家の地にふさわしくない。私が島根郡家の地と比定した、「大門・小門の十字路を中心とする福原町の台地」、にも遙かに及ばない。「風土記」の示す距離と私の実測距離に誤差を数%見込んでも、川部の山の中を出ない。

秋本吉郎氏は先述(第一章)の如く、一十七里一百八十歩(島根郡家千酌駅家間)の「襲用」とせられるが、これは郡家と瀬崎戊間が実測されなかったものと解しておられるのであろうか。私は、A・B論文と本論文で示した路線の総てを実測し終えるまでは、「瀬崎・福原間に最短距離の旧道が見つければ、一十九里一百八十歩でも到達する可能性があるかも知れない。」と思っていた。しかし、これが一十七里はもろろ一十九里でも福原町に達しないことが明らかとなった。従って、従来の説の納佐、即ち、松江市下東川津町納佐(地図(二)G)にも無論到達しない。

次に、二十九里一百八十歩(15822.38 m)の地点を求めると、大門・小門の十字路Qの西3804.76 mとなった。ここは、第1路線(「朝酌渡」に至る最短路線になるものと予測される)上を辿ると納佐を過ぎ、松江市下東川津町の朝酌川左岸(地図(二)h)よりさらに南へ1095.91 m進んだ地点となる。私の実測は現在納佐と下東川津町中尾との境をなす朝酌川左岸hまでしか達していないため、正確な地点を示すことはできないが、この地点は下東川津町と上東川津町との間の山裾附近になるものと推定される。ここは位置として納佐説に有利でないばかりでなく、郡家から佐太橋に向かう方位、山や川

(水源) への方角(や距離)とも全く合致しない。

こうして、瀬崎からの最短距離である第4路線による文導寺越しの道では、一十九(七)里一百八十歩、二十九里一百八十歩共に福原町や納佐に落ち着かないことが明らかとなった。この計算は第四章で述べた平山南麓の地図(四)Aを起点としているが、念のため瀬崎戌の他の二案の地を起点として計算する。即ち、瀬崎監視哨兵舎のあった地図(三)F・(四)Cを起点とした時は右の計算に4211E加算する。そして、字内谷の地図(三)E・(四)Dを起点とした時は1019E減算する。従って、どちらも右の結果と大差はない。

注(1) 現在の国道四三二号線の前身である旧県道のさらにその前身は、江戸時代に出来たという(史料は目下管見に入らないが)美保関街道である。これは松江市道路管理課所管の明治九年『道鋪取調帳』及びその附図に「一番道」とあるものである。この道は現在の国道と所々で重複するが、多くはその北側に附いたり離れたりしながら並行している。渡部弘美氏が戦前参加された野波小学校の旅行(伊勢神宮の参拝)の際には、文導寺坂越して歩いて松江駅に出た。福原附近からはバス道路(旧県道)を歩き、右の美保関街道は利用しなかった。

(2) 瀬崎の草刈り分担の区間を小野啓次郎氏にお尋ねした際に、野井の分担区間もお調べ頂いた。それによると、地図(一)の第5路線のみであった(野井在住小灘徳太郎氏(大正三年生)・青山豊蔵氏(大正六年生)による)。渡部弘美氏より伺った第9路線f・g間がないのは、恐らく次のような事情によるものであろう。渡部美恵子氏によれば、第9路線のf・g間は野波の人が田を谷の奥のかなり上まで作っていた(実地踏査の際雑木の生い茂った下に水田の遺構があるのを確認した)ためこの道は綺麗で、野井の村人は地図(一)の「野井才の神」から尾根を少し下りて水田の始まる所までの間の数十メートルを刈るだけで済んだ。この区間を道刈りした記憶がないのはそのためであらう。また、野井の人が利用した第8路線g・m間を分担しなかったのは、この道はバラスを敷いた太い(巾一間程)綺麗な道で草刈りの必要がなかったためである。

(3) 第4路線のn・q間の「文導寺坂」がB論文で述べた「狭義の文導寺坂道」である。このほか第3路線と第2路線上のv・wも文導寺坂道と呼ば

れることがあるため、これを「広義の文導寺坂道」とした。

(4) 第4路線のb・c間は、野波の字(岩滝)と千酌路川右岸の間で三案考えられるが、浜の内陸側奥に行く最短距離の道を採用した。詳細は別に譲る。

(5) 第4路線のc・e間も三案あるが、里路川旧河道(最短距離となる)に道があったと想定して計算した。この地方の古道調査中、川土手に道路が作られているのを屢々見たからである。里路川旧河道の詳細な地図は、拙稿第四章注(5)論文三四ページの地図(二)を参照されたい。これも詳細は別に譲る。

(6) 小野啓次郎氏が野波在住の紅花益夫氏(大正八年生)より聞かれたところを次に記す。

狭義並びに広義(但し第3路線のみ)の文導寺坂道の草刈りは、故朝倉重利氏(明治三十四年生)が野波青年団長の時、島根郡長が大正十二年野波小学校講堂落成式のために狭義の文導寺坂道で来村するという話を聞き、野井・瀬崎・小波・沖泊・多古・野波本郷の青年団に呼びかけて行なったのが始めである。以後年一回概ね夏期に行うようになった。しかし、「日支事変」以降団員の出征応召による人手不足により中止した(以上は朝倉氏が生前紅花氏宅を訪れた際に話された内容である)。

但し野井の草刈りが果して大正十二年に始まったのか本気で述べた通り疑問が残る。大正十二年以前全くこのような慣習がなかったものかどうか、現在の生存者の記憶で遡るには限界があるかもしれないが、今後調査を続けたい。

(7) 瀬崎の村人が松江に出る際に野井を経由したかどうかを調べていた際、野井在住の小灘欽吾氏(昭和五年生)は、「瀬崎からならば野井の才の神(地図(一)f)を経由し、gの菅路谷の入口に達する間に野波本郷の第4路線の通る里路谷に達してしまう筈である。瀬崎から野井を経由し第5路線で登るのは不要な迂回になる。」と言われた。私も両者の路線を実際に歩いてみて、小灘氏の意見は確かであると思った。

(8) この路線の山間部は現在ほとんどが雑木や篠に蔽われて廢道となっている。困難な条件下を地元の方々のご支援によって踏査できたことをお礼申上げる。本章で取り上げた区間の実測に際しては次の方々のご案内を賜った。芳名を掲げて感謝申し上げます。(アイウエオ順)。

安達希健氏・岩成正信氏・小野啓次郎氏・紅花益夫氏・小山真氏・鈴木勇氏・角田鶴一氏・松本昭郎氏・松本茂富氏・村上良一氏・矢田重雄

氏
(9) B論文で述べた通り、地図(一)第2路線上のw・x間(詳しくはw・o間、即ち、地図(二)a・b間)の旧道が川土手にあったのに、川に平行している林道を測ってしまった。川土手の実測を果すまで、とりあえずキルビメーターで地図上を計った結果、この間の実測値に30日加算した。

六

前章の最短路線では『風土記』の距離はどれもうまく適合しなかった。そこで、別の路線を考える必要がある。初めに野波(本郷)經由による可能性を探ると、旧千酌路道路による道が考えられる。

この道は、地図(一)の第4路線で野波に入り、第4路線の途中のdから第8路線で菅路谷ツルノダの入口gに達し、以下は野井の人々が松江に出るのに利用した前述の第5・3・2・1路線である。

しかし、このような道は瀬崎の人は利用しなかった。地図上でも推測がつくように、第4路線n・qの文導寺坂の急坂を利用しない点はやや楽かと思われるだけで、不要な迂回である。そして、実際に歩いて比較してみても、推測の通りだった。

ともかく試みに一十九里一百八十歩の地点を求めると、福原町の大門・小門の十字路から瀬崎側へ254.69日戻った地点となった。即ち、地図(一)の第2路線上のオ地点(地図(二)b)である。ここは松江市上本庄町川部の人家の北はずれに近い山の中で、全く郡家の適地ではない。次に、二十九里一百八十歩の地点を求めると、地図(二)h朝酌川左岸からさらに南へ381.69日進んだ地点となる。これも前章に記した理由で郡家の適地でない。数%の誤差を見込めば納佐内に落ちつくであろうが、B論文で述べた通り納佐説の根拠は薄弱であり、また郡家の立地条件にも恵まれていない。

七

以上の結果、残るのは美保関町大字千酌(地図(一)H)を經由する

路線となる。『風土記』は島根郡家と「東北」千酌駅家(浜・湊)間の距離を示しているので、瀬崎成へ「東北」一(一)十九里一百八十歩の道は、既説の如く千酌經由の道であった可能性も考えられる。千酌駅家浜(湊)から島根郡家に到る道は、B論文において三案示した。この内、地図(一)第6路線と第7路線の可能性はなく、第1路線が最も可能性の高いことがB論文で明らかとなった。そこで本論文で問題とすべきは瀬崎・千酌間の道となる。

野井の古道調査にかかる前に、千酌在住の松本寛太郎氏(明治三十二年生)に千酌から野井・瀬崎へ行く古道をお尋ねした。松本氏は、野井の祭りで昔親戚を訪ねたことがあったが、その時に利用したのは第9・10路線だった、と言われた。この道が野井への最短距離であり、千酌から郵便配達員の通った道でもあった(昭和六十年三月調査)。

このことは野井の村人の話によっても裏づけることができた。即ち、渡部弘美氏(大正十四年生)は第10路線を野井では「ナガラダン道」と呼び(千酌では「ナガーデン道」、これは専ら野井の住民が千酌へ出るために利用した道であった、と言われる。そのため、地図(一)f野井才の神より大字笠浦・千酌境のhナガーデン峠を越え、第8路線の旧千酌路道路と合流するi地点まで敗戦前に野井青年団が草刈りをしてきた(年一回で、時期は旧盆過ぎ)。

そこで、この第10路線を昭和六十年三月三十日に千酌の松本茂富氏(大正十一年生)のご案内で実測した。この道のはとんど総てが廃道に帰していた。f・h間の谷間の道は、北向きの斜面であるため堆く雑木(青木が目立った)が茂り、伐採するとかすかに旧道の痕跡が現われるという悪条件であった。iから千酌内を通る道は三案考えられる。このうち、千酌駅家浜(湊)から千酌駅家のあったと推定される地図(一)K・J地点(A論文参照)へ最短距離となる第1路線を採用する。

千酌内について少し詳しく述べると、A・B論文で千酌駅家浜(湊)

の起点とした地図(一) I の地点は出畑川川口附近である。しかし、この地点まで下って実測するのは余分な寄り道となるから、第11路線を辿る時にはこの湊に入らずに、出畑川川口から少し上流にある旧県道(文政四年の「出雲国十郡絵図」に溯る)上の旧出畑橋(地図(一)k)を渡って第1路線に入る。

また、千酌川と馬見谷川が合流する一川交橋からJ・Kの駅家比定地に至る間はA・B論文とも最短距離となる本論文と同じ路線を測った。このI・J区間は馬見谷川の土手に一部旧道が現存しているものの、地図(一)の如く終始川伝いであったものかどうかは判らない。少くとも現存する旧道は途中から馬見谷川を離れて、川の西四、五〇メートルの所をうねうねと走っている。現在の研究段階では、後者の実際に現存する道で計算すべきではないか、という気持ちになっているけれども、距離は4.1m(川巾を含む)多くなるだけであるし、A・B論文の実測結果とも照応させる必要があるので、旧論文と同じ道を踏襲した。なお、地図(一)Jから南に忠山の西を越え福原町に至る道はA・B論文と同じである。

こうして瀬崎より第9・10・11・1路線上で二十九里一百八十歩の地点を求めると、福原町の大門・小門の十字路の東(千酌側)4043.52mとなる。ここは第1路線上の松江市枕木町内に流れる長海川左岸から東へ190.27m千酌へ戻った地点、即ち、地図(一)エ地点である。このような所は郡家の適地でないばかりでなく、『風土記』の島根郡家を中心とする山・野・川・郷などの諸記述と全く合致しない。そこで、二十九里一百八十歩の地点を求めると、大門・小門の十字路の西1251.46mとなった。ここは、松江市坂本町に属する地図(一)ケ地点(地図(一)g)である。B論文でもこの附近となった例があったので同論文においても述べたところである。即ち、地図(一)gの東南真近には片森・八幡山・中グロ・荒神山の小高い丘陵が迫まる狭隘な地である。すぐ上手(北)には坂本川が流れており、立地条件が良くない。仮に数%の誤差を認め、527.11m戻ると、「坂本中」の

台地上の中心となる。しかし、この台地も狭まってく郡家の地には適していないことはB論文で述べた通りである。

注(一) 本路線の実測でご案内下さった方々は次の通りである。芳名を掲げ心

より感謝申し上げる(アイウエオ順。第五章注(8)の方々は略させて頂く)。

石橋景弘氏・内田律雄氏・大西勝正氏・近藤実氏・能海光夫氏・松本寛太郎氏

八

前章において、瀬崎・千酌間を最短距離で結ぶ第9・10・11・1路線上で計算したが、適地に落ち着かなかった。千酌經由の道はあと三案ある。そのうち一つは第六章で取り上げた路線と途中まで同じである。即ち、地図(一)の第4・8路線で、mから引き続き旧千酌路道路の第8路線による。iで第10路線と合流して、第11・1路線で福原方面に至る。

しかし、この道は瀬崎から千酌に向かう際に利用されたとは考えにくい。第六章で述べた通り、全く不要な迂回になるからである。ともかく念のため計算してみると、二十九里一百八十歩は大門・小門の十字路の千酌側6255.04m地点、即ち地図(一)第1路線上の松江市長海町の谷間の奥のイ地点となる。ここはA論文で墓野山(現在の忠山)の登山口としたア地点から149.28m南に下った場所、無論郡家の地ではない。次に、二十九里一百八十歩は、大門・小門の十字路の東879.64m地点、即ち、松江市上本庄町川部内の地図(一)キ地点(地図(一)e)である。ここは第1路線が「加賀道」(福原から澄水山を越え島根町大字加賀に通ずる)と分岐する地点から西へ711m進んだ所である。北にはすぐ山が迫り、南は緩い谷間となって水田が広がっているが、A論文で述べた如く郡家の土地としては狭ま

い。もう一案を示す。即ち、地図(一)第9路線でf「野井才の神」に登

り、fから第10路線で千酌に向かい、909日進んだ地点(大字笠浦内)から点線の第12路線で海岸の笠浦の人家部に一旦下る。そして、再び笠浦から千酌に向かい(地図(一)hのナグーダン峠は經由しない)山を登り、千酌内のjで第11路線の旧千酌路道路に合流する。これは「出雲国十郡絵図」にも描かれているが、瀬崎からならば笠浦に行くために利用する道である。この道は専ら笠浦の村人が野波・野井方面、および千酌へ出るために利用した道である。瀬崎から千酌へ行くには、第七章で述べたように第10・11路線が近道である。このような道は不要な迂回であるばかりでなく、急な坂道を海岸まで一旦下り、それから再び山を登る訳であるから、甚だ無駄な労力を費すことになる。従って、この道は実測しなかった。

最後の案は、f「野井才の神」から第9路線でgに下り、それ以降は旧千酌道路で千酌に出る道である。即ち、第9・8・11・1路線である。この路線上に一九九里一百八十歩の地点を求めると、大門・小門の十字路から千酌側に545634日戻った地点となる。ここは、松江市長海町内の牧が坪井堰から北へ3572日進んだ地図(一)ウ地点であるから、郡家の地ではない(手染郷に属する)。

そこで、今度は二十九里一百八十歩を求めると、大門・小門の十字路の東11094日のク地点(地図(二)f)となる。A論文においても、千酌駅家浜(湊)を起点として一十七里一百八十歩を第1路線上に求めた時に、大門・小門の十字路の東25797日地点となった。本論文のク(f)地点はA・B論文において郡家の土地として最も可能性が高いとした、附近には見られない広い台地の上である。島根郡家が常陸国新治郡家址の如く一辺が三〇〇メートルにおよぶ(山本清氏の昭和五十九年四月ご教示)ものであるなら、ク(f)地点はA論文の場合よりも一層郡家の構内に入っていることになる。

右の路線上を瀬崎成の他の候補地である地図(三)F(地図四c)を起点として計算すると、大門・小門の東31104日となる。また、地図(三)E(地図四D)を起点として計算すると、大門・小門の東167

23日となる。従って、どちらも右の結果と大差はない。以上から、B論文はA論文の結論である福原説を支持するものであったが、本論文によってその蓋然性は一層大きくなった。

九

以上、瀬崎成に至る風土記時代の道がほぼ明らかとなった。このような道が採用された原因は、千酌駅家浜(湊)までの「通道」(この場合は距離からして「駅道」に等しい)が既に測量されていたため、便宜的に千酌からの延長を測ったとか、右の路線の測量記録だけが残っていた、というようなことではないと思う。

即ち、B論文において島根郡家・千酌駅家浜間の道を考察したところ、本論文でも取り上げた「広義の文導寺坂道」を經由した方が近道であるにもかかわらず、遠回りの第1路線が採用されていることが判明した。その原因を私は、「広義の文導寺坂道」經由は第1路線よりも急坂が長く続き、(官吏が)馬に乗ったまま、楽に往来するのに適さなかったためであろう、と考えた。

本論文で最終的に落ち着いた路線も、この馬の利用ということでは説明がつくと思う。即ち、瀬崎からは既述の通り野波(本郷)から狭義の文導寺坂を登る道が最も近いが、かなりの急坂がある。千酌駅家浜(湊)より第1、第6、第7路線の勾配は既にB論文で表に示したので、本論文ではそれ以外(一部B論文と重複する。即ち第3路線r・u間)の路線の勾配を表に示すことにする。勾配は瀬崎側から福原側に向かって測量した数値であるから、B論文同様北側からの+(プラス)即ち登りは、福原側から進んだ時には-(マイナス)即ち下りとなる。本表でも、急な坂道として意識され始めるのが五度であるから、五度以上を取り上げた。

また、山間部の道はほとんどが廃道で木が生い茂っているため、気泡を利用した望遠鏡型のハンドレベルでは五〇メートル(巻尺を一杯に伸ばした距離)を完全に見通すことはなかなかできなかった。短

かい距離で測ると五〇メートル間隔の時よりも勾配が急になる（間の細かい起伏を測ってしまうためである）し、勾配が相当急でも長い五〇メートル間隔で測ると緩くなる（表Cの文導寺坂は植林のため珍しく綺麗になっていた。そのため五〇メートル間隔で測量できたから、他の区間に比し数値の上では緩やかに見える結果となった）。また、木が茂って路線の全距離を測れなかったのも、完全な調査ではない。それでもこの表によって坂道の難易のほどはある程度推察できると思う。千酌や野波の人家部の勾配は総て五度未満であるから表に示さなかった。但し、論の都合上Dの第8路線d・g間とHの第8路線g・m間は表に入れた。

瀬崎・福原間の最短路線である第4・3・2・1路線の中で、勾配を示した区間は本表のABCである。これによって、第4路線経由は他の路線よりも急な坂道の多いことが判る。地図(→)v「峠」を通る道はどこから登ってもきつく、瀬崎より野井を経由する第9・8・5・3路線、即ち、表のEFHJKの区間は、右の「狭義の文導寺坂道」経由路に次いで急な坂道が多い。B論文で明らかになったように、地図(→)v「峠」を越す道は「通過」（この場合は駅道）となっていない。そして、瀬崎戊への道も「峠」を越す路線は採用されていない。以上から、瀬崎戊への道が前述の如く大きな迂回であるのは、急坂を避けたためと推測される。

同時に、f「野井才の神」から千酌へは、第10・11路線が最短で、実際野井の人々が徒歩で利用していたにもかかわらず、この道は採用されず、かえって遠回り（平山登山口より福原町の大門・小門の十字路まで1362.4m遠くなる）となる第9・8・11路線が採用されたのもやはり同じ理由と考えられる。

第10路線（表のG）は、雑木が覆いかぶさるような谷間を上り下りする困難な条件であったため、全長の二分一強しか勾配の測量ができなかった。それでも、表のFHIと地図(→)の地形を参照するならば、第9（f・g）・8（g・m・i）路線よりも第10路線の方が

難儀な道であることは推察できると思う。前者の路線では、f「野井才の神」から菅路谷に下りかかった七、八〇メートルと、第8路線がiで第10路線と合流する手前一五〇メートル程の間が急坂で、それ以外は非常に穏やかな道である。¹⁾

急坂が少ないという点では、野波回りの第4・8・11路線（表のADHI）のうちの第8路線d・g間（表のD）が非常に平坦であった、第9路線でf「野井才の神」を登り下りするよりも楽に見える。しかし、この路線を採用すると、福原までさらに768.7m遠くなる。また、勾配も第4路線で野波に達するまでの表のAの区間にかんりの起伏があるので、完全に平坦な道ではない。

こうして、瀬崎戊と千酌の間が迂回路となっている原因は、馬に乗ったまま楽に、途中下りずに通行しようとしたことにある、と推定される。

このような迂回路の例をさらにあげると、「加賀郷郡家北西二十四里一百六十歩」（314.05m）がある。福原町の大門・小門の十字路から現在の加賀神社まで直線で約6850m（十二里二百四十四歩）であるにもかかわらず、『風土記』は倍の数値を示している。これも加賀へは福原からほほ真北に澄水山を登るのが近道（現に、加賀の別所に福原から婿養子に入った人が、かつて帰省する時にはこの山道を徒歩で利用していた、という話を加賀で聞いた）となるけれども、この道も非常に急峻であるから、島根町大芦（『風土記』「大橋浜」の遺称）経由（？）の楽な遠回りの道を利用したものであろう。

このような迂回路は、平常時の官吏の公用に用いられた道ではなかったかと思われる。従って、非常時に（兵が）利用する道や、庶民が徒歩で利用した道は、この路線以外にあったであろうことは、これまでの考察でも推察できる。

* * * * *

以上によって、島根郡家の東北（福原町の大門・小門の十字路から瀬崎は、北北東よりもさらに北に振れているので、大まかには「北」

(昭和60年3月～61年3月実測) 単位: m

+10°以上+15°未満	-10°以上-15°未満	+15°以上+20°未満	-15°以上-20°未満	+20°以上	-20°以上
0	46.00	41.00	0	50.00	8.00
0	0	0	0	0	0
624.10	0	85.00	0	0	0
0	0	0	0	0	0
421.50	174.85	0	0	8.85	12.00
0	15.00	0	0	0	0
65.00	29.20	22.50	136.20	0	0
0	0	0	0	0	0
0	40.00	0	43.20	0	0
298.00	0	96.00	0	0	0
190.10	0	0	0	0	0

と表記されてしかるべきところである。千酌が、丁度東北に、当たるに
あるとする瀬崎戌に至る距離は、一十九里一百八十歩ではなく、(秋
本吉郎氏の一十七里一百八十歩の襲用でもなく) 既説が推定したよ
うに二十九里一百八十歩であることが判明した。そして、瀬崎戌を
起点として右の距離を実測すると、島根郡家はA・Bの論文に引き
続き松江市福原町の大門・小門を中心とする台地の上にあった可能
性が高いこと、また、島根郡家から千酌駅家浜(湊)・瀬崎戌に至る
風土記時代の道は、地図(一)の第1路線によるものであることがほぼ
明らかとなった。

昭和五十九年十二月初めに福原町の問題の台地の南裾から大きな
堀立柱の跡が大量に出土し、松江市教育委員会が現在に至るまで発
掘を続けている。B論文で述べた通り、この柱穴が郡家の址である
ことは考古学的にまだ実証されていないので、今後の成果が待たれ
る。そして、この遺跡が考古学的に郡家址であると立証されたなら
ば、その方面からもA・B論文と本論文で示した『風土記』の諸問
題に関する私見が裏づけられることになると思う。

注(1) 文政四年の「出雲国十郡絵図」と明治最古の五万分の一地図

(明治三十二年測図同四十年発行)には、千酌と野井を結ぶ道と
しては第9・8・11路線のみが描かれ、第10路線が描かれていな
い。このことは一見私の説に有利な証拠となるかのようである
が、速断はできないと思う。本地図に描かれていなくても、第10
路線の存在していた可能性もあるからである。

(2) 鳥取県米子市の大山乗馬クラブを経営しておられる山本克
巳氏のご教示を以下に記す。

馬に乗ったまま山道を進む時、今日の馬術では上りも下りも
馬に負担がかからぬようバランスをとるから乗り手は疲労す
る。これに対し、馬を単なる道具として利用した時代には、乗り
手は登り坂では鞍の一部やたて髪を握ったまま乗っていれば良
いので、比較的楽だったと思われる。しかし、下り坂では体が前

坂道の勾配比較

区 間	全 長	勾配測量可能距離	+5°以上+10°未満	-5°以上-10°未満
A 第4路線 a～c	2056.26	2056.26	200.00	205.00
B 第4路線 e～n	2123.60	1907.60	150.00	50.00
C 第4路線 n～q	1278.10	1048.10	938.10	0
D 第8路線 d～g	1420.30	1420.30	0	0
E 第9路線 a～f	2231.80	1854.65	218.60	17.85
F 第9路線 f～g	724.30	463.90	10.40	113.00
G 第10路線 f～i	1436.65	861.10	46.90	146.60
H 第8路線 g～m	1297.10	1297.10	0	0
I 第8路線 m～i	775.65	642.75	50.00	183.00
J 第5路線 m～q	1682.85	867.60	145.00	40.00
K 第3路線 q～u	1440.15	1035.60	414.10	0

に落ちぬよう鍔を踏ん張ってバランスをとらなければならないから、急坂が続けば乗り手は疲労したであろう。鍔を踏ん張るにはさして強い力を必要としないが、長く続けば疲れる。

一体に、鞍は馬の背が水平な時に置くもので、この時に乗り手が一番座りやすいようになっている。だから、坂道では鞍が傾斜して乗りにくくなる。そこで、乗りにくくなった角度だけバランスをとらなければならないので、長く続くほど疲労するのである。

以上の理由から、山本克巳氏は、登り下りの少ない第1路線經由の方が、文尊寺坂經由路よりも乗り手にとっては楽な道であったろう、と判定された（昭和六十年三月二十六日私的ご教示）。

附 説 出雲国の戌の制と機能

瀬崎戌への古道と郡家の比定に関する論が終了したので、この機会に瀬崎戌（時に宅伎戌）の制とその機能について三章述べ本稿を閉じたい。

まず、出雲国の二戌の兵はいわゆる「防人」であったとする説がある。坂本太郎氏は、

戌は軍防令にはないが、これは防人の屯所を意味するもので、延暦十四年十一月二十二日の官府（類聚三代格卷十八）にはその意味で使っているから、結局防人のこと、軍防令中の項目であることにはかわりない。（傍点は服部）とされる。延暦十四年の太政官符とは、

防人相替一周爲_レ期。久倦_二戌場_一（中略、服部）専_レ廢_二防人_一。各差_二当_レ兵士_一。彼此量_レ便配_二其常_レ戌_一。唯_レ伎_二対馬_一等二戌。隔_レ海

懸遠。有_レ煩_ニ往還_一。一依_ニ旧例_一以爲_ニ防人_一。

である。時野谷滋氏は坂本太郎氏より早く、出雲の成は防人の制に発するものと考えておられ、右の太政官符（圈点は時野谷氏）に基づき、「成はわが国に於いても『捍防守禦』を目的として辺境に設けられた防人の屯所であったのである。」（傍点は服部）と解され、

防人が派遣された形跡のない出雲に成を置くといふことは、出雲が辺要の地として強く意識された結果、同国防禦体制の強化を計る非常の措置であったと考へねばならぬ。

とし、出雲国に防人が派遣されたような非常時とは、「新羅の来寇に備へて隠岐出雲両国の防衛体制が急激に整備された時」即ち、山陰道節度使が派遣された「天平五年前後」、とせられるのである。本篇の第二章に記したように、時野谷氏はこの時に「二成が設置されたと考へる」のである（但し本章注(9)の如く、兵は出雲国の軍団から派遣された、と考えておられる）。

この説を承けてのことであろうか、加藤義成氏は「参究」において養老軍防令の「防人向_レ防。若有_レ家人如婢及牛馬欲_ニ将行_一者上_レ聴。」を引き、この瀬崎成（及び宅伎成）にいわゆる「防人」が風土記時代に駐屯していた、と解しておられる。

私は出雲国に東国の防人が派遣されたことに不審を抱き、嵐義人氏のご助力を受けつつ諸説を調査したところ、直木孝次郎氏が出雲国に防人がいたという説を発表しておられた。即ち、直木氏は『続日本紀』天平二年九月の「停_ニ諸国防人_一」の「諸国防人」を「東国諸国の防人」・「東国以外の諸国の防人」・「全国の防人」等の意とする説を採らず、

東国以来の諸国から徴集された防人のことではなく、諸国に配備された防人でなければならぬ。（傍点は直木氏）と理解され、

しかりとすれば、天平九年には筑紫の防人が存したのであるから、天平二年の「停_ニ諸国防人_一」とは筑紫以外の諸国（たとえば

長門・石見・出雲・薩摩など）におかれた防人が停止されたことになる。〔中略、服部〕養老軍防令には、「守_レ辺者名_ニ防人_一」（衛士防人条）とあるから、筑紫以外の辺境の国に防人が配置されたと考へることは可能である。（中略、服部）私は、防人は設置のはじめから天平九年にいたるまで、東国より徴集されることを原則としたとする考えをすすることができないのである。（圈点は服部）

とせられる。右の長門・石見・出雲・薩摩に防人が明らかに配置されていた史料は管見に入っていない。薩摩については『続日本紀』大宝二年十月丁酉に、

唱_ニ東国司等_一言、於_ニ国内要害之地_一、建_レ柵置_レ戍守_一之
（圈点は服部）

と見える。これは大宝二年九月戊寅の「討_ニ薩摩隼人_一軍士、授_レ勲」、同年十月丁酉の「先_レ是征_ニ薩摩隼人_一時」に続く記事であるから、この柵・戍は薩摩国（と周辺の？）隼人対策の一環であろうか。防人の配備に関する事柄ならば太宰府が言上する筈であるのに、ここでは国司等が言上しているので、右の戍は薩摩国に防人が配置された根拠とならないと思う。

また、出雲国の二成に防人が駐屯していたことを示す『風土記』内部の徴証もない。天平二年には「停_ニ諸国防人_一」とされたのだから、「諸国防人」を直木氏の如く解しても、『風土記』が勘造された天平五年には、出雲国に防人は居なかつたことになる。その後、直木氏は翌年発表された「防人と東国」においてこの点を若干修正しておられる。即ち、

天平九年の「筑紫防人」は「筑紫に配備された防人」の意なのであるから、天平二年の「諸国防人」は、諸国（全国）より徴集された防人を意味するのではなく、「諸国に配備された防人」の意に解すべきではないか、ということである。このみかたに従えば、天平二年までは、筑紫および辺境諸国（長門・石見など）に防人

が配されていたが、天平二年に筑紫以外の諸国の防人を廢し、筑紫のみに防人をおくこととし、天平九年にはそれも停めて、老岐・対馬のみを成るにとどめた、ということになる。(圈点は服部)と出雲と薩摩を省いておられる。

一体に、防人は太宰府の防人司が「所在官司」であったと考えられる(『令義解』)から、出雲国や薩摩国(石見国)は遠隔に過ぎず管理や指揮が届きにくい。右に引用した『統紀』大宝二年十月丁酉によれば、成は柵と共に「国内要害の地」におかれたことが知られる(瀬崎は「柵」が語原かとも想像したくなる)。衛禁律にも「凡縁辺之城成」とあり、その疏に「国境縁辺。皆有城成。或遇寇盜。預備不虞。」と見え、諸国の防備の要所に置かれたのが成であった。『統紀』靈龜二年五月辛卯の「太宰府言、豊後・伊予、二国之界、從來置成、不許往還」もこれを証する。

以上から、出雲国の二成の防備がいわゆる「防人」によるものと限定することはできないと思う。唐においては、我國の軍団に比すべき折衝府から成の兵士が交代で派遣されており、日比野丈夫氏は唐代の西域の折衝府であった蒲昌府の文書(開元二年)を検討された結果、都督府の監督下にあった蒲昌府によって当該地方の鎮戍烽候の兵士の異動・派遣がなされていたことを明らかにせられた。⁸⁾これを参考にすれば、瀬崎成は意宇軍団、宅伎成は神門軍団の管轄の下にあって、そこから派遣された兵士によって守備されていたものと考えられる。

注(1) 坂本太郎氏本篇第二章注(3)書一一七ページ。

(2) 時野谷滋氏論文。本篇第二章注(1)書五九七ページ。

(3) 加藤義成氏本篇第一章注(1)書四七六ページ。

(4) 直木孝次郎「防人と舍人」『飛鳥奈良時代の研究』二四四ページ、塙書房、昭和五十年、東京。本論文は「東国の政治的地位と防人」(『国文学解釈と鑑賞』二四五号、至文堂、昭和三十一年十

月号)の再録。但し、直木氏も注で述べておられるところであるが、「諸国防人」を「九州以外の諸国に配備された防人」と解する説は吉村茂樹氏(畠山房『国史大辞典』第四卷「防人」の項、昭和十八年、東京)が早いようである。

(5) 直木孝次郎「防人と東国」注(4)書二四八、二四九ページ。本論文は『続日本紀研究』四卷二号(昭和三十三年二月)発表の再録。

(6) 村尾次郎氏は「出雲国風土記の勘造と節度使」において、成を「前衛隊のやうなもの」(別のところでは「前遣隊」とも)と解しておられる(本篇第二章注(1)書五一七ページ)。また、田中卓氏は「要害の地に置かれた一種の警備所であって、出雲の場合は対外的な意味が強く、前進陣地のやうな役割を果たしたものである。」とせられる(田中氏「出雲国風土記の成立」。本篇第二章注(1)書六四〇ページ)。

(7) 浜口重国氏本篇第四章注(2)書八ページ。

(8) 日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」『東方学報』三三三〇九ページ、京都大学人文科学研究所、昭和三十八年、京都。本誌の閲覧に関して国学院大学図書館のご高配に与ったことを記して感謝申し上げる。

(9) 時野谷氏は注(2)論文で、唐の辺境守備は主として鎮及び成によつてゐる。わが国ではまづ鎮の名はこれを奥羽に採り、成はこれを九州に設けたのである。その成を出雲に及ぼすわけであるが、成兵は東国より差遣される防人とせず、出雲の軍団から派遣したのであつたらうから、一層唐制に近いものであつたと思ふ。(五九七ページ。傍点は服部)

としておられる。成を防人が守るものとされたが、出雲と九州とは隔りすぎているためにこのような折衷的な説となつたのであろう。

なお、加藤義成氏は「風土記時代の出雲」において、北九州から中国西端へかけての防人は、多くは東国関東東辺から召集されたが、出雲防人はやはり国内の軍団から交替動

務させたものと考えられる。(中略、服部)万葉集卷十四、巻二十などに残された百首に余る防人の歌は、まさまじと當時をしのばせているが、出雲の防人については何も残されていないのは誠に惜しい。(加藤氏『風土記時代の出雲』八三ページ、出雲国風土記研究会、昭和三十七年、松江。傍点は服部)と記しておられる。出雲の軍団の兵士は出雲の国人が差点されるのであるから、これをいわゆる「防人」と呼ぶことは不適当であろう。また、東国の防人が出雲の軍団に配属された上で成に派遣されたものでもないと思う。

二

本章で主として瀬崎戌の機能について若干私見を述べたい。加藤義成氏は、「この戌は隠岐への渡し場としての千酌駅の出入を監視・守備したものと考えられる」、あるいは「隠岐国への関門を警備するためのものであったと思われる(×)傍点は服部」と考えておられる。この説は加藤氏が引用された、衛禁律の疏「国境縁辺。皆有_二城戍_一。或遇_二寇盜_一。預備_二不虞_一。」や『統紀』靈龜二年五月辛卯の「豊後・伊予、二国之界、從來置_レ戍(傍点は服部)、及び『令義解』の「凡置_レ関_二守固_一者_二関_レ守固_一皆是也。並置_レ配兵士_一。分番上下。」を根拠としておられる。

私も当初地図上で考えていた時には加藤氏の説が妥当ではないかと思ったが、現地を踏査したところ、瀬崎の海岸からは、千酌の北にある大字笠浦の津ノ和鼻(地図(-)E・写真(3-A)D)と千酌・笠浦境の山(写真(3-A)C。千酌領では字タブチダに属する)の陰となつて、千酌の湊は見えなかった。そして、津ノ和鼻が東に約一・三キロメートル突出し、さらにその東北には大きな築島(地図(-)B・(三)K。南北巾約一キロ、高さ七七・三メートル。写真(3-B)B)が横たわっているため、津ノ和鼻を回って北方の沖合(隠岐島方面)に出る船を発見することはできないし、また北東沖から千酌に入る

船を見つけることもできないことを知った。

さらに、第四章で瀬崎戌の望樓があつた場所として推定した平山頂上に登ってみると、海岸で見た時と同様に津ノ和鼻が高さ五〇メートル前後で長く続いているから、写真(3-A)B)の如く千酌の湾内は全く見えなかった。かろうじて、千酌の東二キロ程にある美保関町稲積(写真(3-A)E)がかすかに見えるだけである。そして津ノ和鼻の沖はやはり築島(写真(3-B)B)で見えない。だから、千酌の港から不審な船が北方に航しても、瀬崎の海岸は無論平山頂上からも、築島の北東端(地図(三)J・写真(3-B)C)を回らなければ気がつかない。従つて、瀬崎はこれらの不審な船を追捕するには甚だ不審な場所である。

以上により、瀬崎からは「千酌駅の出入を監視」することはできない。また、瀬崎千酌間は直線で四キロメートル近くも離れている(平山登山口から千酌湊入口旧出畑橋まで、最短距離の旧道で4926.33mである)から「守備」することも非常に困難である。そのような目的であれば、千酌駅家の湊があつたと思われる現在の千酌魚港(A)論文参照。地図(-)I)に北接する魚見山(オタキ山とも称す。地図(-)G)の頂上が適当であるし、実際、日露戦争中はここで巡査が洋上を毎日監視していた(千酌在住松本寛太郎氏(明治三十二年生)による)。ここからならば隠岐島も見えるので、千酌駅家の湊と隠岐国との出入りを完全に監視できるし、警備も十分可能である。

従つて、私は瀬崎戌の目的は加藤氏の言われる意味での「国境警備」ではなかったと考える。昭和五十九年十月七日に初めて瀬崎を訪れた際、魚港の防波堤上(写真(1)E)より指呼の間に隠岐島を見た。そして、昭和六十年三月二十日に平山頂上から見た時には、隠岐島前(この時は島後は霞んで見えなかった)が下の港で見た時よりもさらに水平線上にせり上つて見えた。

この景観の変化に気づき、島根半島の各地から隠岐島を観察すると、瀬崎から東方へ離れるほど、また高所より海面近くになるほど

隠岐島は水平線下に沈んで小さくなることを知った。美保関町の笹子や七類の海面近くからは、より遠い島後の場合は、山の先端附近まで水沈してしまう。瀬崎は多古・沖泊に次いで隠岐島に最も近い場所である。瀬崎に近づくと、隠岐島は水平線の上へ出て来る。平山に登れば述べた如く一層良く見える。以上の経験から推測すると、瀬崎に成が置かれたのは、隠岐島を掠めて来襲する敵船をいち早く発見するためであったと思う。

平山頂上からは写真(4)の如く、米山と平田山によって北西方と西方は全く見えないので、西方の海上監視はでないし、東方も写真(3-A・B)の如く、築島と津ノ和鼻によって島根半島東部の海岸線とその沖合が全く見えない。従って、瀬崎成はひたすら隠岐島を警戒していたものと思う。天候状態の良い時には野井や千酌の海岸から島前の知夫島(本土に最も近い)の赤禿山(高さ325m)の赤い崩土が見える(野井在住渡部美恵子氏へ大正十五年生)、千酌在住松本英代氏へ大正十四年生)というから、平山頂上からの眺望の程も察せられる。私は小野啓次郎氏に隠岐島が良く見えた時にスケッチ(カメラよりも肉眼で見た印象に近いため)して下さるよう以前からお願していたが、昭和六十年五月八日平山頂上から北方へ約一〇〇メートル下がった位置(地図(三)G)より図(三)の如く描いて下さった。これによれば、島前島後を一望のもとに収め、島々の重なりや山々の細かい起伏までがはっきりと見える。

時代は下り承和より貞観年間にかけて新羅来寇の危険性を感じた。貞観九年五月二十六日には出雲と隠岐の両国に、伯耆・石見・長門等と共に四天王画像が下され、「彼国地在西極・界近新羅」。警備之謀。当異他国。宜婦命尊像。勤誠修法。調伏賊心。〔三代実録〕卷十四。傍点は服部)とこれを奉ずるよう命ぜられた。貞観十一年三月七日の太政官符によれば、隠岐国は貞観九年五月二十六日の太政官符「新羅凶醜不顧恩義。早懷毒心(中略、服部)彼国在辺要。界近新羅。警備之謀当異他国」。宜早下知殊令

「警護」を受けて、「此国素無弩師」具。望請。省史生任弩師。少大之賊應機討滅。〔類聚三代格〕卷五)と、当時の強力な武器であった弩を新羅に備えるべく官裁を請うている。これらの史料によって、当時隠岐国を経由して出雲国等山陰道諸国が襲われる恐れがあったことが判る。

この前線としての隠岐国と出雲国を連絡する烽の初見は、「出雲国計会帳」の天平十六年の節度使の符、即ち、「出雲国与隠岐国応置烽状」(三月六日)・「置烽期日辰放烽試互告知隠岐相共試状」(三月二十五日)である。その後、延暦十八年四月十三日に「内外無事」の理由で太宰府管下の烽を除き諸国の烽は「空磬民力」として廃された(「類聚三代格」卷十八、太政官符)のであったが、寛平六年隠岐国は「新羅の……服部)寇賊数来。侵掠辺垂。加之此国遙離陸地。孤居海中。(中略、服部)雖不通京都。而件两国之境依旧置烽候者。〔類聚三代格〕卷十八、寛平六年九月十九日太政官符)と、出雲国との間の非常連絡用に烽の復活を請うている。

これらの史料によっても、唐新羅の侵攻を恐れた天智朝においては、最前線となる危険のあった隠岐国に対して出雲国は絶えず監視を行なう必要のあったことが察せられる。瀬崎成が置かれた時代は不明であるが、恐らく右のような情勢に基くものと思われる。

島根県教育委員会文化課(埋蔵文化係)の内田律雄氏は『出雲国風土記』の烽を研究しておられる。私は島根大学に国内留学(昭和五十九年度)していた時に、内田氏より「隠岐国の烽はどこで受けたと考えていますか。」という質問を受けた。私はその時とっさに「瀬崎の成でしょう。」と答えした。それは右のような考えが成長していたからであった。しかし、地図(一)(二)でも判かるように、瀬崎の南には三坂山・澄水山・枕木山が並び、烽のあった布自積美高山(松江市上東川津町の嵩山)との連絡を妨げている。そこで内田氏は、松江市の東端の手角町と八束郡美保関町大字北浦の間の地溝帯(「風土記」の手漫の折絶)越しに隠岐島前の烽を暑垣烽(車山)

が受け、さらに布自積美高山へ連絡し、これを国庁で察知したものと
思う（国庁から見える峰は布自積美高山だけである）。とのご意
見を示された。私は、現地を歩き込まなければ生まれ得ない卓説と
深く感銘したけれども、完全には納得できなかった。

私はこれまで島根半島と隠岐島前との間を四回往復しており、内田
氏の指摘される地溝帯越しに海上から中国山地を望見したことがあ
る。しかし、二度とも夏期であったためか、本土と隠岐島の間附
近では車山方面の中国山地は霞んで見えなくなってしまう。そこ
で、隠岐島前と車山（海拔207.8m）とは天候状態が余程良くなくて
は連絡できない（内田氏は、日中は水蒸気が立つので実際に連絡が
可能だったのは夜間だけではなかったか、と考えておられるが）と
思い、現在のところ左記の時野谷滋氏の推定に引かれている。即ち、

馬見峰は恐らく隠岐の島前諸島を望み、その峰をうけて土掠
峰に伝へ、土掠峰はこれを多夫志峰に伝へるものであつたらう
か、或は多夫志も隠岐の峰を望見、或は多武志峰も直接馬見峰
を受けるものであつたかもしれぬ。（傍点は服部）

である。私も、日本海に面した高峰である旅伏山（海拔436.5m）の
峰が隠岐国の峰を最も受けやすかつたのではないかと推測する（写
真⑧）。旅伏山からは宍道湖をはさんで嵩山が写真⑦の如く見えるの
で、出雲国庁（布自積美高山の峰による）からさらに伯耆国（暑垣
峰による）への連絡も確実に行うことができる。

しかし、旅伏山、車山のいづれからにもせよ、海上遙かに隔った
隠岐島は絶えず雲霞に隠れがちであつて、これを常時望見すること
ができないことはこの三年の間に、島根半島北岸を屢々訪れた経験
から知っている。そして、島根県の他の地点から見えない時でも、最
も近い瀬崎からは見ることがある。これによると、瀬崎成は出雲
と隠岐との間の峰を補う機能があつたのではないかと推定する。ま
た、村尾次郎氏の説の如く天平六年以前には出雲隠岐間の峰が設置
されていなかったのであれば、隠岐島の監視はひとえに瀬崎成によ

らなければならなかつたであらう。

そして瀬崎からは出雲国内のどの峰も見ることができないから、
隠岐島周辺での異常を発見した時、瀬崎成は直ちに意宇軍団に伝令
を発しなければならぬ。その時に利用した道が、本篇の「二十九
里一百八十歩」の路線（第1路線経由）ではなく、「狭義の文導寺坂
道」を経由する第4路線ではなかつたらうか。この道が瀬崎から松
江方面に連絡する最も早い道で、敗戦前まで野波（瀬崎を含む）の
人々にとっては松江方面に出る唯一の道でもあつたからである。野
波在住の角田鶴一氏（明治四十三年生）からこの第4路線について
詳しいお話を伺つたので以下に紹介する。

敗戦前までは野波から松江へ魚を出荷する時、人夫は天秤棒で担
いで文導寺坂を越えた。敗戦後の統制時代には、魚や塩（密造）を
米と交換する目的で野波の女性達がこの道を盛んに利用した。途中
で警官に捕まることも度々あつた。

角田氏は十七、八才の若者宿の独身時代に、野波にあつた夜学（尋
常高等小学校の後五年間程あつた）を怠け、夕方文導寺坂越して松
江に出て映画を見、何くわぬ顔をして夜自宅に戻つたことがある、と
いう。松江大橋（現在の旧大橋）まで七里あつたが、一番早い時で
二時間、ゆっくり歩いても三時間で着けた。

また、野波では葬式に際して二、三百枚から千枚の油揚げが入用
となるため、親戚の青年が徒歩で松江に出て、一日がかりで豆腐屋
に作ってもらうと、これを天秤棒に担いで走るようにして二時間ほ
どで帰つた。また、病人に水が必要とする時には、親戚の足の達者
な青年が松江に行き、石油缶（ランプ時代であつた）の中におがく
ずにまぶした水を入れて走って帰つた。この間に水は余り融けな
かつたという。その他、角田氏は自転車で松江に出かけた際、急坂
では手で押し、なだらかになると乗って走つた経験もお持ちである。

このように急坂は多いけれども、この地方の人々に馴れ親しまれ
た道であるから、瀬崎成より軍団のあつた出雲国庁方面に急用で向

かう際にも利用されたと思う。本篇第九章の表に文導坂越しの勾配を示したが、大山乗馬クラブの山本克巳氏のご教示によれば、この勾配であれば馬の通れない所はない、とされる。鈴木勇氏（松江市上本庄町川部在住。明治三十五年生）によれば、上本庄の村から文導寺坂（広義）で米俵を積んだ牛が野波に越えたことがあるという。鈴木氏は、「牛が越えたのなら馬はもっと楽に越えただろう。」と言われ、陸軍演習時には地図(一)の尾根まで軍馬が実際に登ったという。

角田鶴一氏も、大正七、八年頃まで松江市西部の浜佐陀から野波に雄牛を連れて出稼ぎに来たものだが、この時に牛を引いて文導坂を往還した、と言われる。大正十三年頃美保関町大字片江在住の寺本某氏という旧家の金持(馬は高価で一般には持てなかった)が、野波より文導寺坂經由で松江側に実際に馬で越えたことがあった、という。

以上によって、瀬崎成からの緊急の使は、馬で第4路線を走り、途中急坂を馬から下りて歩けば、意宇軍団まで一時間前後で到着できたとと思う。その途中島根郡家にも立ち寄って急を報ずることが可能だし、地図(一)の「峠」に着けば目前に嵩山が見えるから、隠岐国の烽を察知しているかも知認できる。嵩山の烽が上っていないければ、島根郡家と国庁とを結ぶ「通道」は嵩山の麓を通っていたものと予測されるので、養老軍防令の「前烽不_レ応者。即差_ニ脚力_一。往告_ニ前烽_一。」や「若白日_ニ天陰霧起_一。望_ニ烟不_レ見_一。即馳_ニ脚力_一。通告_ニ前烽_一。」の援用が許されたのであれば、途中何らかの方法で嵩山の烽を促がすことも可能である。

現在のフェリーでも、隠岐島前の浦郷と美保関町七類に二時間二十分を要するから、帆船であれば、早期に瀬崎において発見さえすれば応戦準備は十分可能であったと考えられる。

(1) 加藤義成氏本篇第一章注(1) 書四七七ページ。

- (2) 加藤義成氏附説第一章注(9) 書八三三ページ。
- (3) 村尾次郎氏はこのため「隠岐―出雲の烽による連絡は、実は、天平六年になつてから実施されたものであつて、それ以前にはなかつたのである。」という見解を示しておられる(村尾次郎「出雲国風土記の勘造と節度使」。本篇第二章注(1) 書五七九ページ)。
- (4) 秋本吉郎氏本篇第一章注(2) 書一〇〇ページ脚注。
- (5) 時野谷滋氏論文。本篇第二章注(1) 書五九三ページ。
- (6) 注(2)に同じ。
- (7) 野波では当時二毛作のため、麦の収穫後直ちに田起ししないと田植の時期が遅れる心配があつた。そこで人手が足りなくなり、浜佐陀からの出稼ぎによる応援を頼んだ。

三

宅伎成のあつた場所は現在未詳であつて、私もまだ研究に着手していないけれども、右のような観点からすれば(加藤義成氏は石見国境の「監視と守備にあつたものと思われる」とされるが)、北海上上の監視のため少なくとも望樓を高所に設けることができるような場所が選ばれたのではないかと推測される。

一体に、「風土記」の烽は出雲国の西部に重きを置いている感じがする。「出雲国計会帳」の天平五年九月には「出雲与神門二郡置烽三処申送事」とあるので、これが『風土記』の五烽にさらに増置されたものであれば、なおさらである。この点については軍団の配置も同様である。出雲国の三軍団のうち二つが西方に偏している。一つは神門軍団が今の出雲市内(通説に従かうと)、熊谷軍団が平野部に近い三刀屋町内(通説に従かうと)にある(山間の仁多・飯石両郡からは遠く三刀屋にまで出る必要がある)。さらに、宅伎成が現在の多伎町口田儀(『風土記』の距離からみて。私は中郷村の人家の東に接した海抜255日の山を望樓の候補地の一つに現在考えている)であることを考え合わせると、出雲国の防備の西への偏重は確実となる。

この原因は「齒長浜(松山)」とその南端から石見国境に至る長い海岸線に対する警戒にあったと考える。村尾次郎氏が既に指摘しておられるところでもあるが、西に向かつて開いた十キロメートルにも及ぶ長い砂浜は、出雲国にとつての防衛上の最大の弱点である。ここに大軍の上陸を許せば、一気に東の国庁まで陥される危険は十分にある。齒長浜の南端の美久我の林から始まり石見国境に至る海岸も、「風土記」は「或平濱或陵磯」と記し同様に弱体な場所である。「出雲国計会帳」の天平六年二月一日には「要地六処儲置弩并応置幕料布状」と見える。この弩について、村尾氏は「恐らく海岸地帯の要所要所に放列をしたのであらう。」と推定しておられる。

天平六年頃は新羅に対する警戒が高まった時期である。「風土記」の「国引き神話」には、「去豆乃折絶」より「支豆支乃崎」までの山塊を「志羅紀乃三崎」より引いたとある。これにより、島根半島西端の北西沖に新羅国がある、という正確な地理的認識(と仮想敵意識も?)を持っていたことが判るから、右の弩も齒長浜から口田儀附近の間に重点配備されたものと思う。そこで、宅伎成の兵数を本篇第四章に紹介した時野谷説の如く、「まづ二、三十人はあつた」として良いものかどうか問題とならう。瀬崎成の場合は地形的にも地理的にも「二、三十人」が妥当ではなからうかと思うが、神門軍団から遠く離れ、海に大きく開いた口田儀においては、監視だけでなく戦闘要員も必要とされるのではなからうか。従って、瀬崎成よりも兵数が多かった可能性もある。

出雲国の西部がかように弱体であるのに対し、中部から東部は比較的堅固である。半島の北方沿岸部の多くは山が海に迫っており、多数の軍船が一時に着船できるような遠浅の広い浜はほとんどない。国庁を脅やかす惧れのある唯一の地点は、八束郡鹿島町の惠曇から古浦にかけての湾と砂丘地帯(「風土記」の惠曇浜)だけである。ここは、瀬崎成での発見が早ければ意軍団で対処できる。その他地域も、半島の東端から西端まで続く長い山岳地帯が天然の要害

をなしているため、西部のような脆さは見られない。

野井在任の村上良一氏(大正五年生)は、冬の季節風が荒れる時期には、瀬崎の崎から西の海岸はほとんどが北西に向かつて開いているため、防波堤のない時代には着岸できなかったであろう、と言われる。島根半島における冬の風波は凄まじい。風蔭となる場所は、加賀・瀬崎・野井・七瀬・雲津の港などだけである。しかし、これらは小湾でもあるし、北山連山が海に迫った場所だから、戦略上さして問題とはならない(遣唐使の航海は真冬にはほとんど行なわれていないようなので、冬期の大軍船の来襲の危険性は少なかつたと思われる)。

かように種々の点から考察すると、瀬崎成がただ一つ島根半島に置かれていた理由が理解できるのであり、また、その機能は専ら隠岐島に対する監視警戒にあったと推定されるのである。

(1) 加藤義成氏附説第一章注(1) 書四七六ページ。

(2) 滝川政次郎氏が増置説で、田中卓氏がこれを支持しておられる。私も本篇第二章に記した如く増置説である。増置の原因は、本章で述べたように西部の戦略上の弱体にあつたと思う。

滝川政次郎「律令時代の国防と烽燧の制」『律令諸制及び令外官の研究』(再録) 八三ページ、角川書店、昭和四十二年、東京。

田中卓「出雲国風土記の成立」。本篇第二章(1) 書六三五ページ。

(3) 村尾氏は附説第二章注(3) 論文において、「大社町から口田儀に至る弓形の海岸線は、出雲としては唯一の開放的な地区であり、こゝに前遣隊が駐屯するのは当然であらう。」(本篇第二章注(1) 書五一七ページ)とされる。

〔追記〕 本稿提出後発行された山根淳志氏の本篇第二章注(1) 追記論文において、山根氏は「千、酌浜は隠岐の国へ渡航するための唯一の港が開かれてゐた処である。律令体制下、地方行政掌握のためには、よく認識されてゐなければならぬ処である。隠岐の国、直接には新羅の国に面してゐて、最重要警備地点でもあつた。そのために細註で成の書き入れをしたのであらう。」(四〇一四一ページ、傍点は服部)とせられる。新羅の国に面する最

重要警備地点は、本章で述べた如く園長浜一帯である。既に明らかにしたように瀬崎成は千酌浜に対する警備を目的にしていない。

(4) 村尾氏本篇第二章注(1)書五一七ページ。

(5) 岡村廣法「日中史料にみる遣唐使船の一考察」(松浦党研究連合会編集『松浦党の研究』九号、芸文堂、昭和六十一年六月、佐世保)所載の史料による。

(6) これで本論文を終える。防人が遠い赴任先で地元の女性と恋愛をし、さらには土着する者もいたということを『万葉集』その他の史料で知ることができる。現代の成ともいふべき陸軍瀬崎監視所に遙々九州より赴任された高木徳泰氏が、瀬崎の女性と結婚されて現在松江市内に在住であるとの由を知り、私は深い感慨を覚えた次第である。

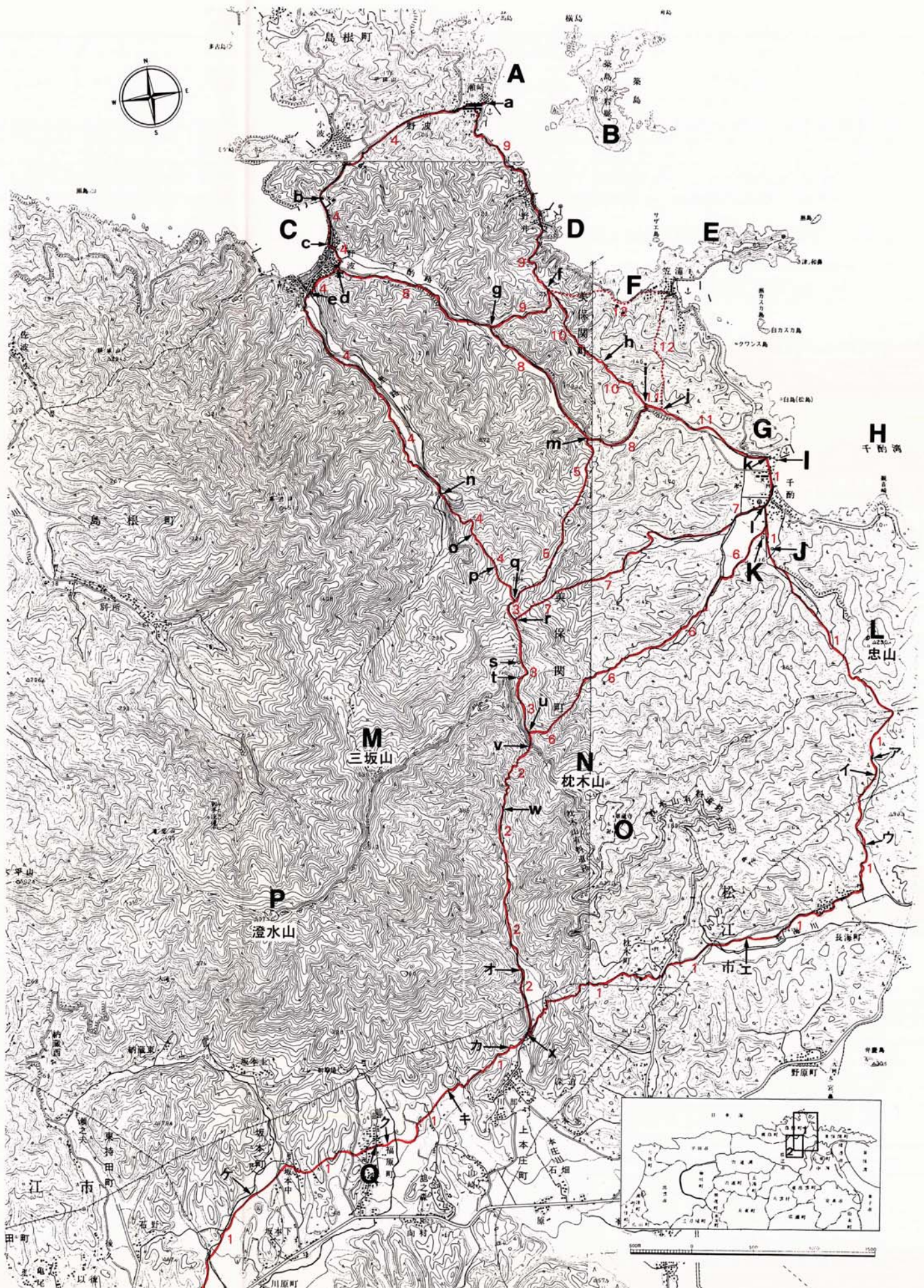
(終)

(昭和六十一年十一月二十九日受理)

〔追記〕 本論文の本篇第五章に記した「道刈り」の習俗を連想させる記事が『播磨国風土記』託賀郡に見える。即ち、

雨に道を除ふ刃鈍ぶかりき。仍りて勅りたまひしく、「磨(砥：服部)、布理許」とのりたまひき。(古典文学大系本三三三―三三三ページ)

である。これは品太天皇巡行の際の道の草刈りであるが、文尋寺坂越しによる島根郡長来村の折の「道刈り」が連想されて興味深い。



地図(一) 国土地理院2,500分の1「南崎」(昭和51年12月28日発行)、「加賀」・「松江」(昭和52年2月28日発行)による。



地図(二) 国土地理院25,000分の1「加賀」・「松江」(昭和52年2月28日発行)による。



地図(三) 島根県八束郡島根町発行 10,000 分の 1「島根町全図」(昭和 49 年 8 月撮影, 昭和 49 年 9 月測図)による。灰色内の範囲が瀬崎領。築島の北半分も瀬崎領である。



地図(四) 島根県八束郡島根町発行 10,000分の1「島根町全図」(昭和49年8月撮影, 昭和49年9月測図)による。但し, 人家の中(②-⑤沿い)を通る「本通り」(細い実線)と平山(E)頂上に登る山道(点線)は服部が書き加えた。

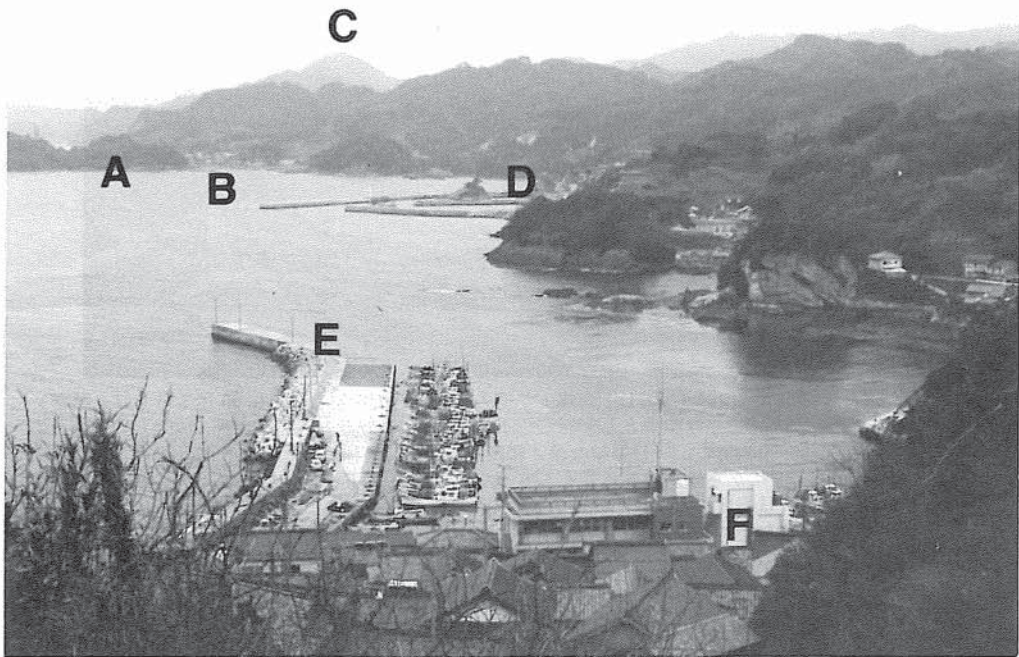


写真 (1) 瀬崎, 平山の南中腹より瀬崎漁港と平山南麓の人家(一部分)を見下ろす(昭和60年3月8日。標準レンズ)。この人家部一帯は冬の季節風の風蔭となる。A大字笠浦(地図(-)E)の津ノ和鼻の根元。Aの方向に千酌駅家湊があるが、津ノ和鼻とBの後の山によって見えない。B笠浦の人家の西部(地図(-)Fにあたる) C忠山(ちゅうやま。地図(-)L) D大字野井の港と人家部(地図(三)L附近) E隠岐島は防波堤のE附近にまで出ないと見えない。F瀬崎漁協前の島根郡家への古道の起点にあたる場所(地図(四)A)。



写真 (2) 瀬崎, 平山(地図(三)H・地図(四)E)頂上部の石垣(瀬崎戌の遺構?)の西端部(昭和60年3月8日。標準レンズ)。小野啓次郎氏が石に当てておられるスケールは横46cm, 縦28cm。この石は大きい部類である。高さは場所によって異なり、最高85cm最低40cm。この写真の附近は80cmである。

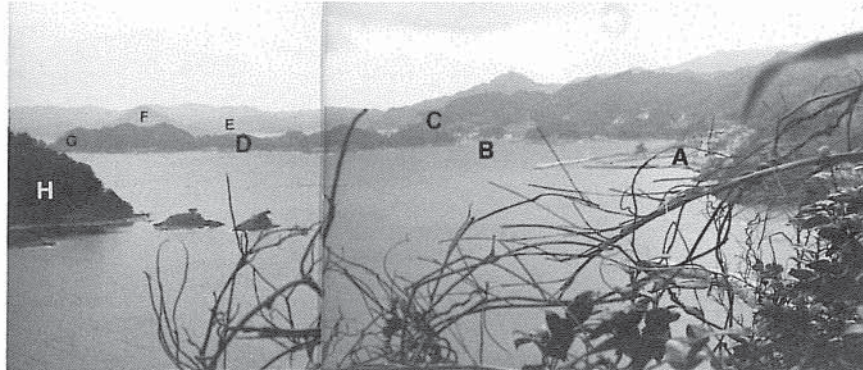
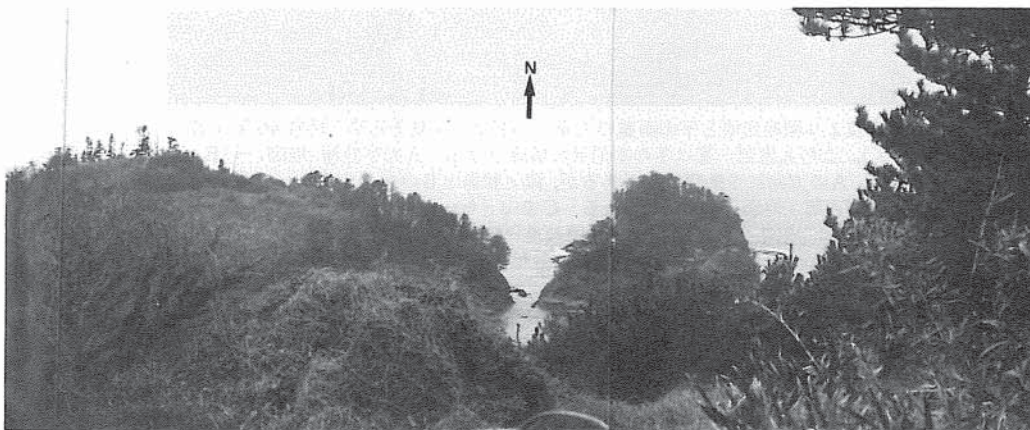
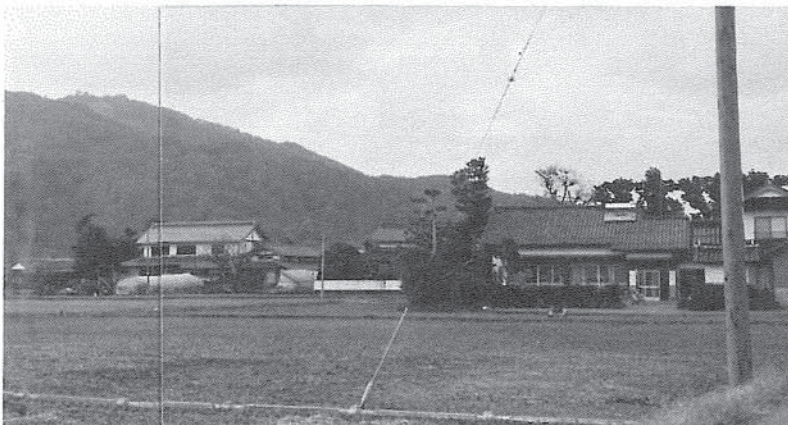


写真 (3-A) 平山頂上(地図(三)H)南端より南方から東南方を望む(昭和60年3月8日。標準レンズ)。A野井の漁港と人家部(地図(三)L) B笠浦の人家部西部(地図(-)F) C笠浦・千酌境の山 D笠浦の津ノ和鼻 E美保関町稲積の人家部と港(写真では判らないが、平山から僅かながら見える唯一の港である) F稲積の麻仁祖山 G津ノ和鼻の東端部 H築島の南西端部 かように千酌駅家湊はCにより、千酌湾はD・Gによって完全に見えない。



(178.9 m。地図(三)B) B米山(134.0 m。地図(三)C) Cこの附近に旧陸軍瀬崎監視島は見えない。矢印Nが北で、この方向に隠岐島が見える(図(三)参照)。



和61年11月25日平野芳英氏撮影。標準レンズ。矢印が頂上部(海拔456.5 m)。

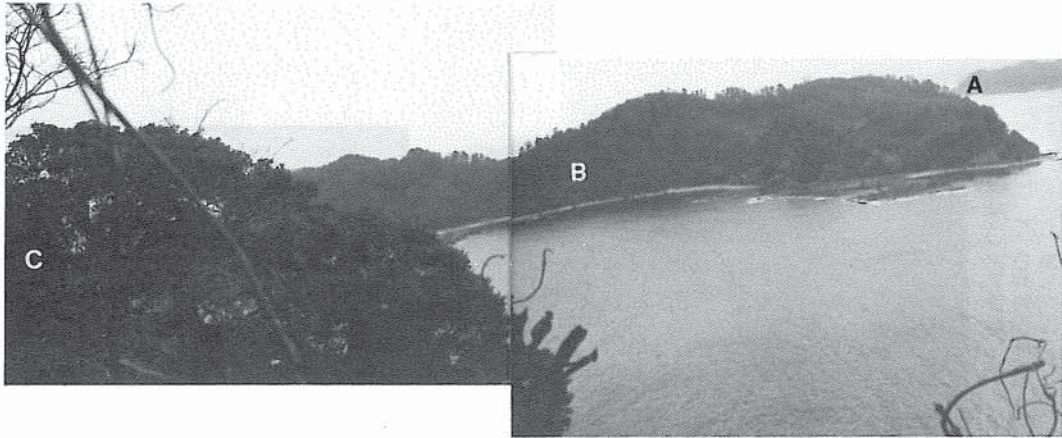


写真 (3-B) 平山頂上(地図(三)H)南端より東南方から東北方を望む(写真(3-A)の続き。昭和60年3月8日。標準レンズ。撮影地点は崖の上で、雑木が下から繁茂している。木に登り片手で撮影したため画面が曲っている)。A笠浦の津ノ鼻東端 B築島 C築島の東北端をはずれ遠方海上が見える部分(地図(三)J附近)。A・Bによって東南方から東北方の海上の視界は塞がれており、千酌駅家湊に出入りする船を監視することも、湊を警備することもできない。



写真 (4) 平山頂上北西端より北北東から西方を望む(昭和60年3月8日。標準レンズ)。A平田山哨(電探受信装置)があった。Cの地点からは写真右手の崎の山が邪魔となって北方(隠岐



写真 (5) 旅伏山(たぶしやま。『風土記』多夫志烽)を一畑電鉄「旅伏駅」東南250mより望む(昭

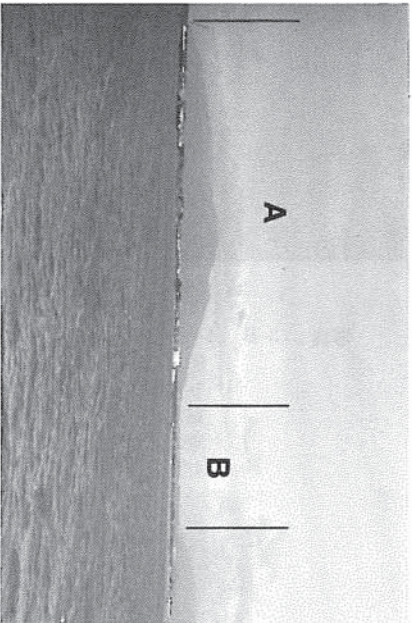


写真 (6) 宋道町下白石から望む（昭和 61 年 7 月 18 日。標準レンズ）。A の山塊が『風土記』の御崎山、B が去豆の折絶。手前の湖は宋道湖。



写真 (7) 旅伏山頂上附近より宋道湖を隔て東方正面に松江市の嵩山（中央○印。『風土記』の布自枳美高山）を望む（昭和 58 年 8 月横山真澄氏撮影）。嵩山の右隣は和久羅山、川は斐伊川、人家は平田市市街地。

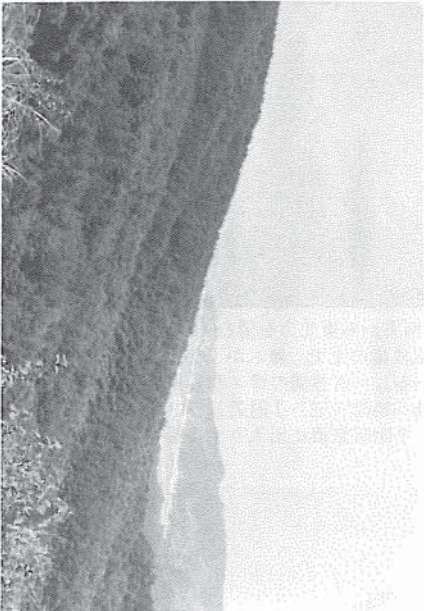


写真 (8) 旅伏山頂上より北方海上を望む（昭和 58 年 8 月横山真澄氏撮影）。眼下の入江は十六島（うっぶるい）湾。

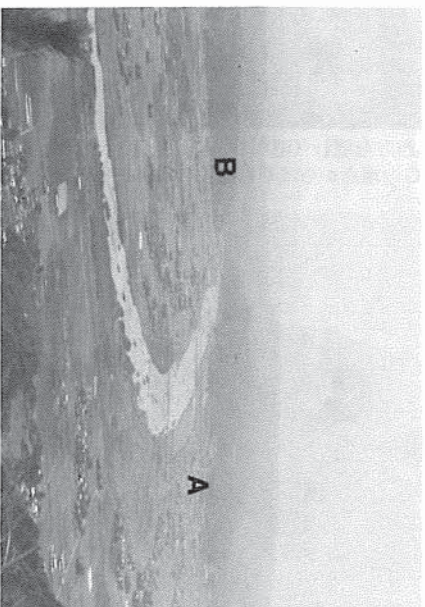


写真 (9) 旅伏山頂上より南方を望む（昭和 58 年 8 月横山真澄氏撮影）。A 出雲市市街地東部 B 飯江町出西の山 川は斐伊川 大袋山（土掠峰）は A の連方。